

# 国税庁レポート 2026

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



国税庁

# 納税者の皆様へ

---

国税庁は、申告納税制度の下、納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を果たすために最も基本となるのは、納税者の皆様の税務行政に対する信頼です。国税庁では、信頼される税務行政の実現に向けて様々な取組を進めています。

近年、経済社会はグローバル化・デジタル化により大きく構造転換しています。税務行政においても、こうした外部環境の変化に合わせて、果敢に業務改革を推進するなど、国税組織自身に変化していくことが不可欠であり、こうした変化に的確に対応するための取組の一つとして、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」を、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進、の3つの柱に基づいて進めています。

まず、「①納税者の利便性の向上」の面では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像の実現に向けて、納税者目線に立った取組を進めています。例えば、所得税の確定申告では、「マイナンバーカードを利用した自宅からのe-Tax」の利用拡大を推進しています。納付においても、非対面・非書面・非現金のキャッシュレス納付の利用拡大に向け、関係者と連携しながら取り組んでいます。

次に、「②課税・徴収事務の効率化・高度化等」では、簡易な誤りの自発的な見直しを促す行政指導や効果的な調査・徴収事務を推進する基盤として、AIを活用したデータ分析などの取組を進めています。これからも納税者の皆様の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な脱税・滞納事案等に対しては組織を挙げて厳正な調査や滞納処分等を行うなど、適正かつ公平な課税・徴収の実現を目指していきます。

なお、「③事業者のデジタル化促進」は、税務を起点とした社会全体のDX推進の観点から進めているものです。事業者が行う会計・経理等の業務を一貫してデジタル化することで、帳簿書類等の正確性向上や業務効率化につながり、社会全体の生産性向上も期待されます。引き続き、関係省庁とも連携しながら、事業者のデジタル化に向けた周知・広報等に取り組んでまいります。

また、課税や徴収に加えて、「酒類業の健全な発達」も国税庁の重要な任務の1つです。令和7年度には、酒米の供給不足や価格高騰、主要な輸出先である米国の関税措置などの課題に対し、関係省庁と連携して各種の支援を行いました。国税庁としては、全国の酒蔵が各種制度を最大限活用し、安心して酒造りを行えるよう引き続き支援するとともに、高付加価値化、海外販路開拓、魅力発信などを通じた日本産酒類の輸出促進及び酒類業の振興に積極的に取り組んでまいります。

この「国税庁レポート2026」は、このような税務行政のDX、重点課題への取組、酒類業の振興をはじめとする国税庁の取組を、図や写真などを交えつつ分かりやすく紹介するものです。税務行政に対する皆様のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和8(2026)年6月

国税庁長官

江島一彦

# CONTENTS

納税者の皆様へ	1
---------	---

## I 国税庁について 5

1 国税庁の組織理念	5	(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8
2 税務行政の運営の考え方	7	(6) 実績評価(政策評価)と税務行政の改善	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	7	(2) 国税庁の予算	9
(4) 酒類行政の適正な運営	7	(3) 国税庁の機構・定員	10

## II 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 13

1 納税者の利便性の向上	14	3 事業者のデジタル化促進	14
2 課税・徴収の効率化・高度化等	14	コラム1 国税庁におけるAIの活用	15

## III 納税者サービスの充実と行政効率化 16

1 税務手続のデジタル化の推進	16	(3) 事前照会	28
2 デジタルを活用した確定申告の推進	18	5 租税に関する知識の普及や各種情報提供等	28
(1) 自宅等からのe-Taxによる申告の推進	18	(1) 租税教育	29
(2) マイナンバー制度を活用した利便性向上策	19	(2) 講演会	31
(3) 自宅等から申告を行うための環境整備	21	(3) 説明会	31
(4) 確定申告の来場者への対応	22	6 関係民間団体との連携・協調	32
3 キャッシュレス納付の推進	22	7 国税組織の業務のデジタル化推進	34
4 申告・納税等に役立つ情報提供	24	8 内部事務のセンター化	35
(1) デジタルツールを活用した情報提供等	24	9 情報の厳正な管理	35
(2) 税務相談	26		

## IV 適正・公平な課税・徴収 36

1 適正・公平な課税の推進	36	(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	45
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	36	3 消費税不正還付への対応	45
(2) 調査以外の手法の活用	38	(1) 消費税還付申告税額の現状	45
(3) 資料情報の収集等	39	(2) 消費税不正還付に対する取組	45
(4) 査察	40	コラム2 輸出物品販売場制度の改正(リファンド方式への移行)への対応	48
2 確実な税金の納付	42	4 国際的な取引への対応	49
(1) 自主納付態勢の確立	42	(1) 国際的な租税回避等に対する取組	50
(2) 滞納の整理促進への取組	42	(2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	55
(3) 集中電話催告センター室	44		
(4) 公売の実施	44		

5 各国税務当局との協力	56	(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力	57
(1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力	56		
(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー	57	<b>コラム3</b> アジア・イニシアティブハイレベル会合の東京開催	58

## V 権利救済 59

1 再調査の請求	60	4 権利救済の状況	61
2 審査請求	60	(1) 再調査の請求	61
3 訴訟	60	(2) 審査請求	61
		(3) 訴訟	61

## VI 酒類行政 62

1 酒類業界の状況	62	(1) 酒類業の振興	63
(1) 国内市場の状況	62	<b>コラム4</b> 全国の国税局で開催している酒類鑑評会	67
(2) 日本産酒類の輸出の状況	63	<b>コラム5</b> 酒類に関する足元の課題への対応	68
2 国税庁の取組	63	(2) 公正な取引環境の整備、その他社会的要請への対応	69

## VII 税理士業務の適正な運営の確保 70

1 税理士の業務と役割	70	(2) 書面添付制度の推進	71
2 税理士会等との連絡協調	70	3 税理士等に対する指導監督の的確な実施	71
(1) 税理士の業務のデジタル化	70		

## VIII 実績評価(政策評価)の実施 73

1 実績評価の目的	73	3 実績目標等の評価方法・評価結果	73
2 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系	73		

## IX 資料編 75

○ 租税収入・予算	75	○ 滞納状況	78
○ 申告・課税状況	75	○ 査察	78
○ 調査状況	77	○ 権利救済	79
○ 国際課税	78	○ 税務相談	79

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)と524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

## 1 国税庁の組織理念

国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

また、国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。



国税庁

## 国税庁の組織理念

### 使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

### 任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

### 組織として 目指す姿

#### 信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

### 行動規範

#### 使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

## 2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような使命と任務を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

### 国税庁の取組

#### (1) 納税者サービスの充実

- e-Tax(国税電子申告・納税システム)、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やキャッシュレス納付など、デジタル技術を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。

#### (2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務の簡素化・効率化に向けて、デジタル技術を用いるなどして、事務処理手順を不断に見直すとともに、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 行政文書・情報管理の徹底に取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。

#### (3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働き掛けるなど、協力的手法の取組を通じて、自発的な適正申告の推進を図ります。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

#### (4) 酒類行政の適正な運営

- 酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化(特に輸出促進)に取り組みます。
- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示(GI)の普及拡大等によるブラ

ンド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や安全性の確保等に取り組みます。

- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況等の実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合には、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応えるため、20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知の徹底や酒類容器のリサイクル等のための取組の周知・啓発を行います。

## (5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

## (6) 実績評価（政策評価）と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

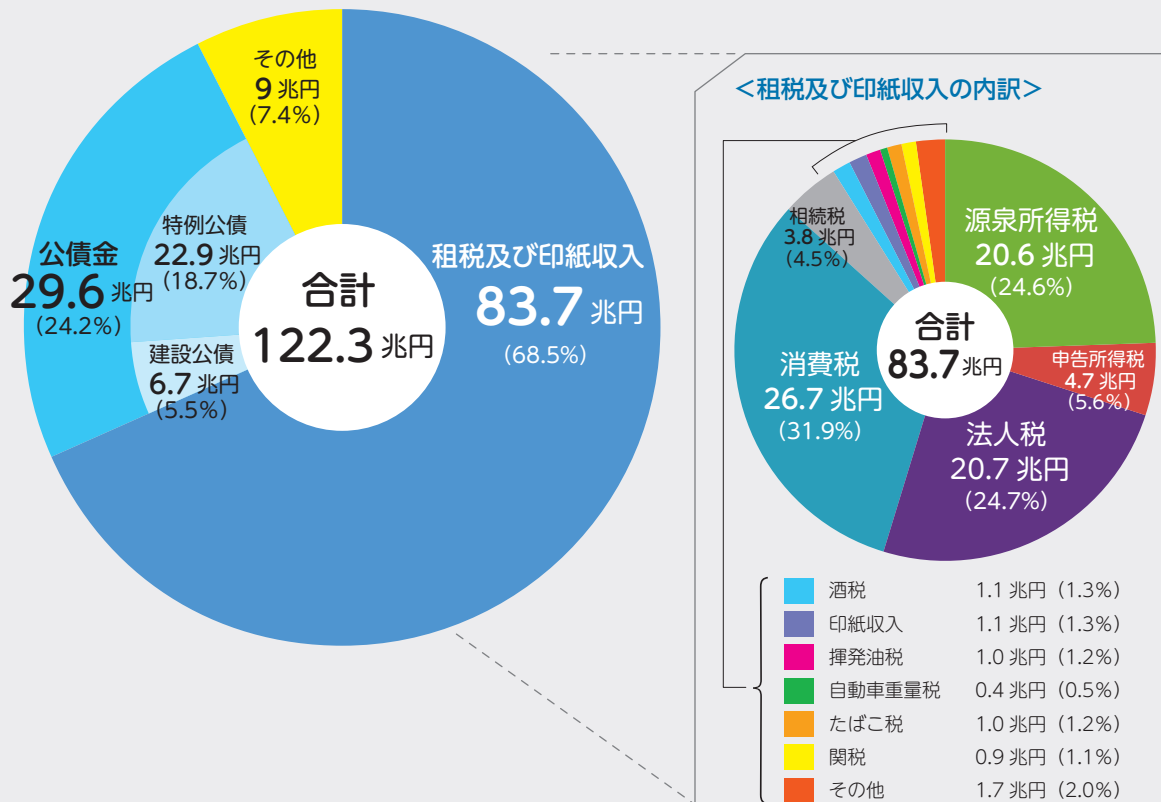
### 3 国税組織の概要

#### (1) 国の収入と税

令和8(2026)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間122兆3,092億円です。そのうち83兆7,350億円が租税及び印紙収入です。

また、申告所得税、源泉所得税、法人税、消費税で税収の約9割を占めています。

■ 国の収入(令和8(2026)年度一般会計歳入(当初予算))



※1 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

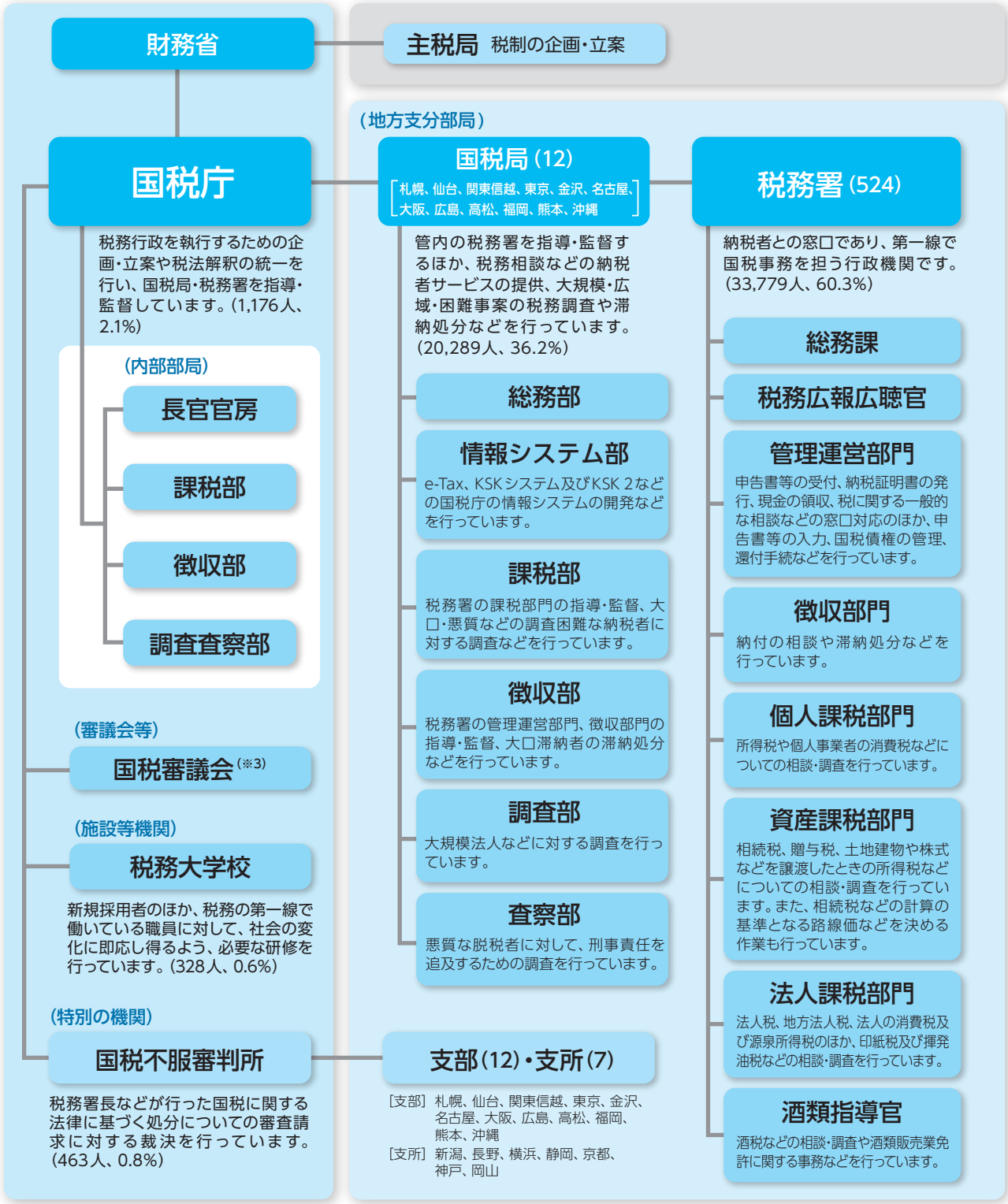
※3 国の支出については、財務省ホームページ「これからの日本のために財政を考える」をご覧ください。

#### (2) 国税庁の予算

令和8(2026)年度の国税庁関係当初予算額は6,390億円で、人件費は5,585億円、一般経費は805億円です。

### (3) 国税庁の機構・定員

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。また、国税庁の令和8(2026)年度の定員は56,035人となっています。<sup>(※1,2)</sup>

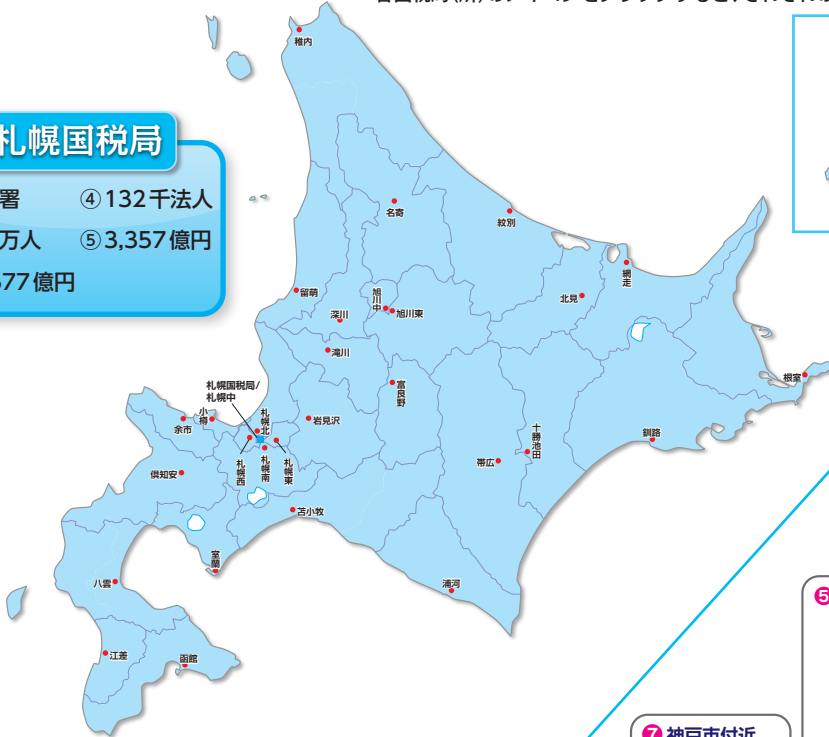


※1 各部署の人数、%は、令和8(2026)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合(端数処理)を示しています。  
 ※2 税務署の定員33,779人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。  
 ※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士等の懲戒処分等、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

各国税局(所)のアイコンをクリックすると、それぞれの税務署の所在地に関するページへ移動します。

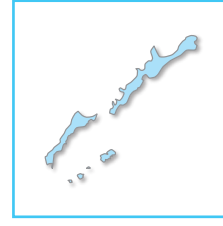
札幌国税局

- ① 30署      ④ 132千法人
- ② 83万人    ⑤ 3,357億円
- ③ 1,577億円



金沢国税局

- ① 15署      ④ 69千法人
- ② 51万人    ⑤ 2,505億円
- ③ 697億円



広島国税局

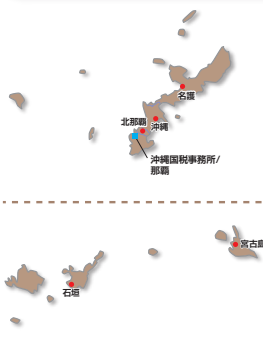
- ① 50署      ④ 164千法人
- ② 128万人   ⑤ 5,390億円
- ③ 1,447億円

⑧ 広島市付近



沖縄国税事務所

- ① 6署      ④ 39千法人
- ② 24万人   ⑤ 849億円
- ③ 494億円



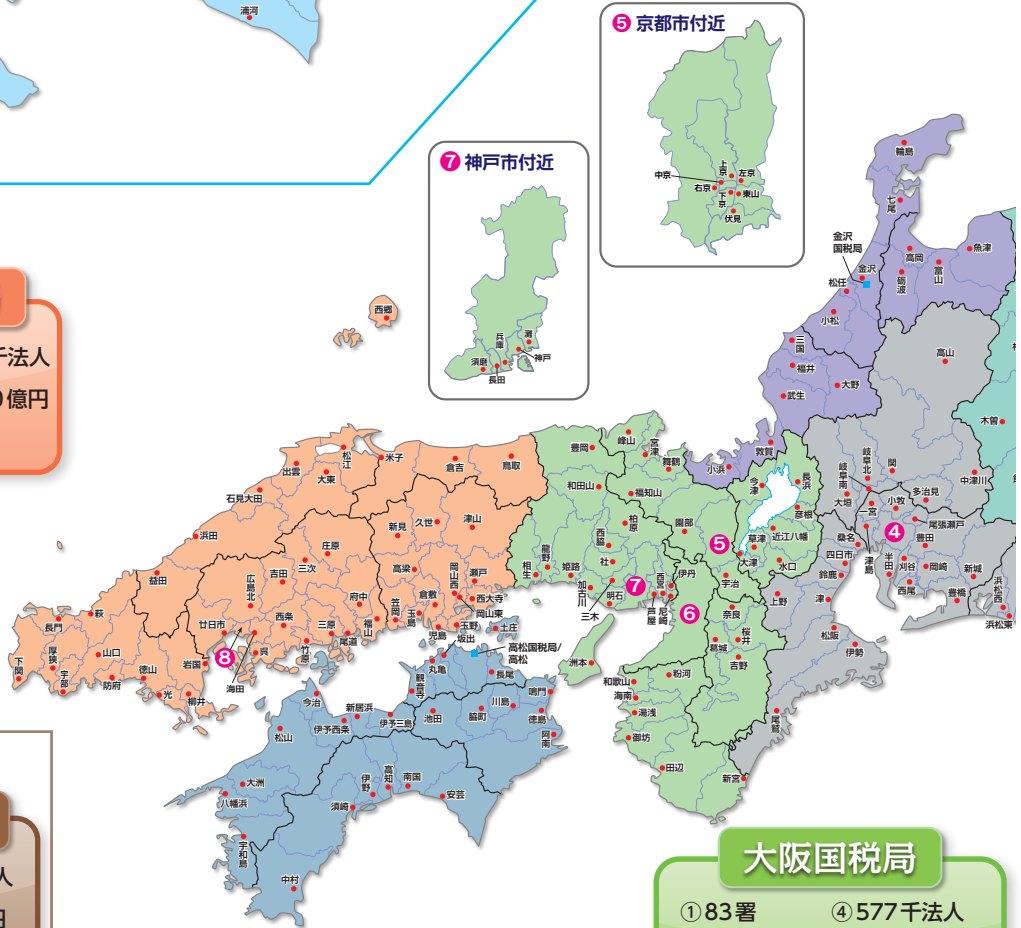
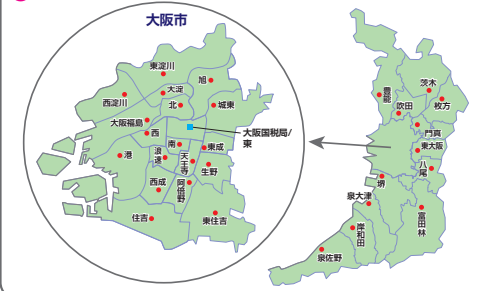
高松国税局

- ① 26署      ④ 88千法人
- ② 61万人    ⑤ 2,739億円
- ③ 691億円

大阪国税局

- ① 83署      ④ 577千法人
- ② 374万人   ⑤ 27,064億円
- ③ 6,564億円

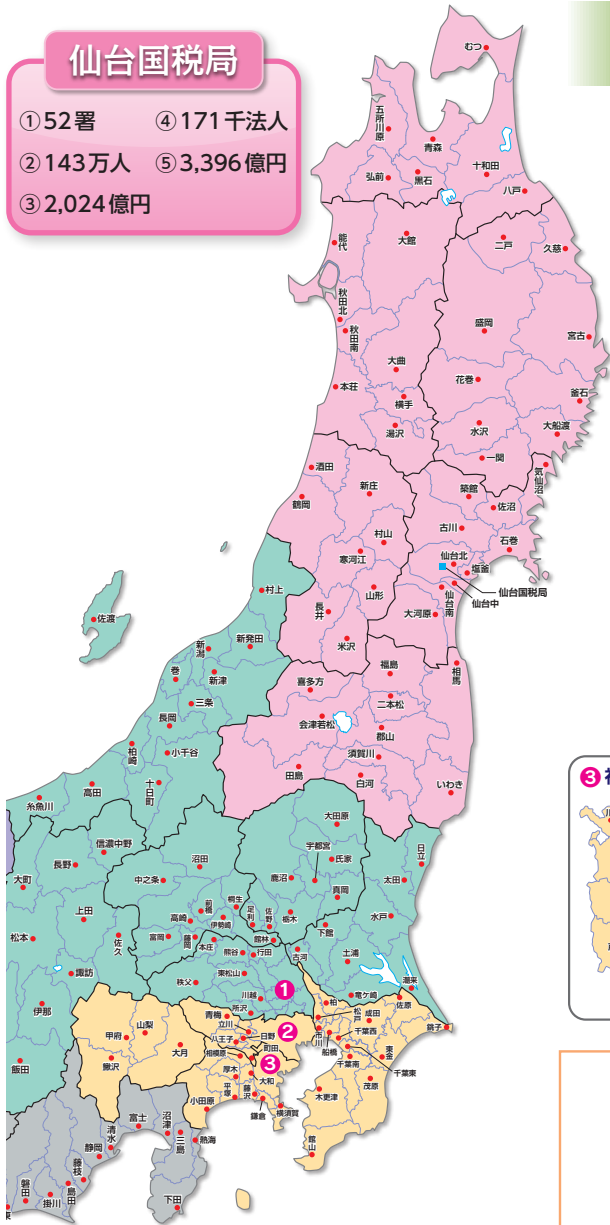
⑥ 大阪府内



# 全国国税局(所)管内図

## 仙台国税局

- ① 52署
- ② 143万人
- ③ 2,024億円
- ④ 171千法人
- ⑤ 3,396億円



- ① 税務署数
- ② 確定申告者数
- ③ 申告納税額(所得税)
- ④ 法人数
- ⑤ 申告税額(法人税)

※②・③については、各国税局より発表している令和7年分の確定申告状況等より引用。  
 ④・⑤については、各国税局より発表している令和6事務年度法人税等の申告(課税)実績の概要より引用。  
 税務署等の所在地は、令和8(2026)年3月時点の情報を表示しています。

## 関東信越国税局

- ① 63署
- ② 328万人
- ③ 5,033億円
- ④ 398千法人
- ⑤ 9,228億円

### 1 埼玉県の一部



### 2 東京都23区付近

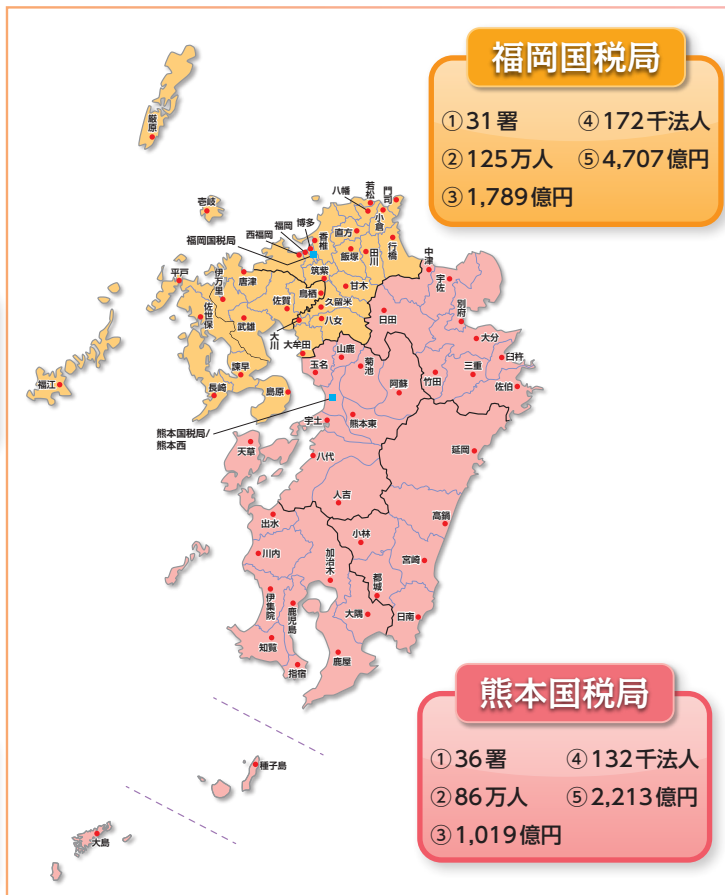


### 3 神奈川県の一部



## 福岡国税局

- ① 31署
- ② 125万人
- ③ 1,789億円
- ④ 172千法人
- ⑤ 4,707億円



## 東京国税局

- ① 84署
- ② 674万人
- ③ 21,009億円
- ④ 1,169千法人
- ⑤ 107,092億円

### 4 名古屋市付近



## 名古屋国税局

- ① 48署
- ② 276万人
- ③ 4,552億円
- ④ 350千法人
- ⑤ 18,599億円

## 熊本国税局

- ① 36署
- ② 86万人
- ③ 1,019億円
- ④ 132千法人
- ⑤ 2,213億円

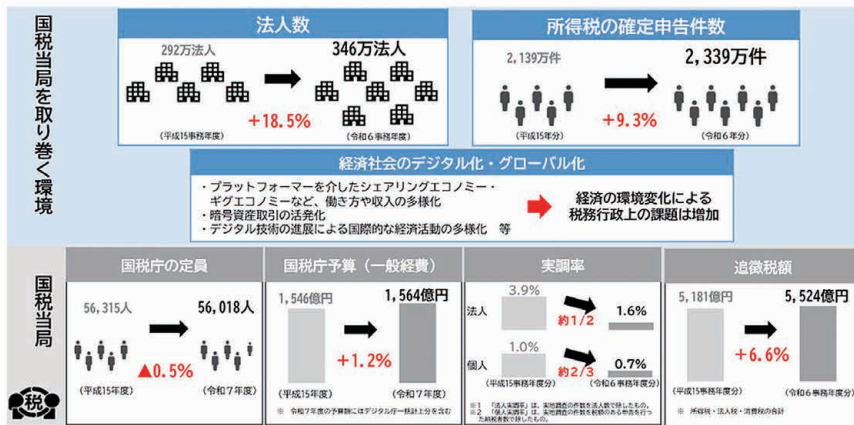
# 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

## ～ 税務行政を取り巻く環境変化と税務行政のDXの推進 ～

法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化など、税務行政を取り巻く環境の急速な変化により、税務行政上の課題は増加している中、国税当局の職員数や予算額はほぼ横ばいの状況です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用して、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう納税者サービスの充実を図るとともに、課税・徴収事務の効率化・高度化を図っています。

また、税務を起点とした社会全体のDXを推進する観点から、事業者のデジタル化を促進することとしています。



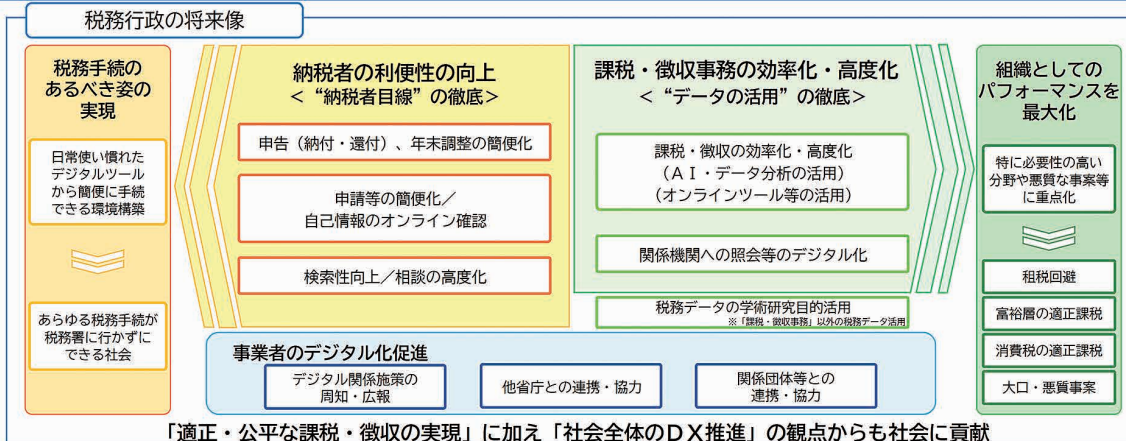
具体的には、令和5(2023)年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を策定し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を3つの柱として、税務行政のDXを推進することとしています。



税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー

### 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し)に取り組みます。
  - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



\* 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。  
 \* デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。  
 \* 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

## 1 納税者の利便性の向上

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール(スマートフォン、タブレット、パソコンなど)から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

具体的には、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指して、「日本版記入済み申告書」の拡充を進めており、自動入力項目の拡大など申告・申請等の手続の簡便化や、デジタルを活用した検索性の向上・相談の高度化等に取り組んでいます。

※ 具体的な取組状況については、「Ⅲ 納税者サービスの充実と行政効率化」をご参照ください。

## 2 課税・徴収事務の効率化・高度化等

データは、知恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して(データの活用を前提として)事務を効率化・高度化しつつ、業務改革(BPR)にも取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大しています。

なお、データの活用という観点から、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めており、令和4(2022)年4月から国税庁の保有する税務データを利用して、税務大学校職員と外部の研究者が共同で、税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を開始したほか、令和7(2025)年4月からは、研究者の利便性向上のため、サンプル抽出した申告情報に匿名化処理を行ったデータの提供を開始しています。

※ 具体的な取組状況については、「Ⅳ 適正・公平な課税・徴収」をご参照ください。

## 3 事業者のデジタル化促進

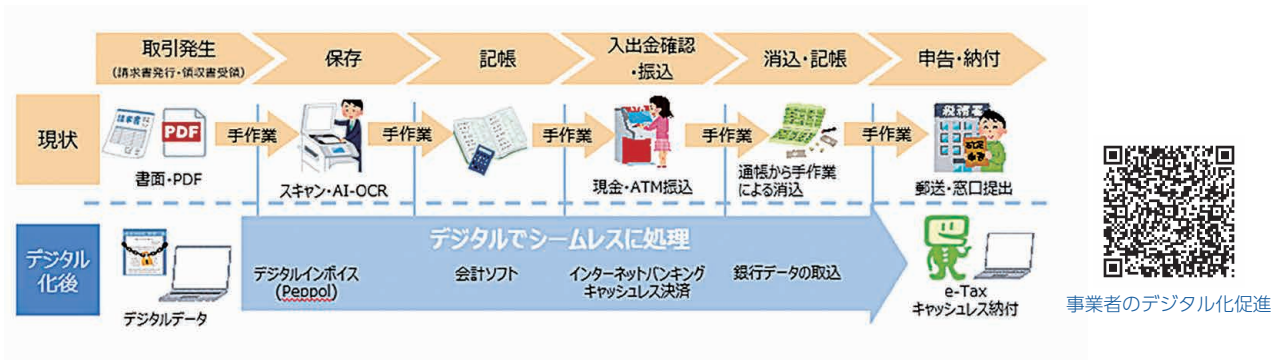
社会全体のデジタル化を推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、国税庁では、税務手続のデジタル化と併せて、クラウド会計ソフトやデジタルインボイス(Peppol<sup>1</sup>)の周知広報など事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組み、税務を起点とした社会全体のDXを推進しています。

事業者が日頃行う会計・経理等の様々な業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等につながることを期待されます。

また、令和8年度税制改正では、デジタルインボイス導入のインセンティブとなる所得税の青色申告特別控除の見直し(※)が行われたことから、当該改正内容の周知広報を含め、取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及に向けて積極的に取り組んでいきます。

※ 具体的には、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として、控除額の上限が引き上げられました。

1 Peppol(Pan European Public Procurement Online)とは、請求書(インボイス)などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際標準規格です。



(出典：令和6年11月13日 第1回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 財務省提出資料抜粋・一部加工)

## ■ Web-TAX-TV「デジタルインボイスの導入事例」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、売り手と買い手双方の経理業務を効率化するデジタルインボイスの導入事例について、分かりやすいインタビュー形式で配信しています。



[\[動画はこちら\]](#)

## コラム

### 国税庁におけるAIの活用

国税庁におけるAIの活用については、下の図の通り「予測AI(※1)の活用」と「生成AI(※2)の活用」の大きく2つに分けて取組を進めています。

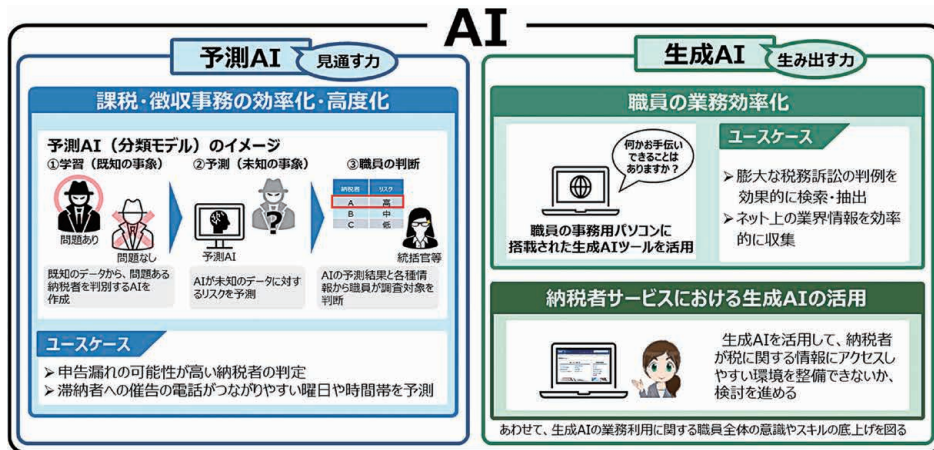
予測AIについては、課税・徴収事務の効率化・高度化に向けて必要な開発や活用を進めており、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者への催告の電話がつながりやすい曜日や時間帯の予測等に活用しています。

生成AIについては、業務の効率化を図るため、職員の事務用パソコンに搭載された生成AIツールを活用して、税務訴訟の判例の効果的な検索・抽出や、ネット上の業界情報の効率的な収集等に活用しています。

なお、令和7(2025)年12月に閣議決定された「人工知能基本計画」を踏まえ、将来的な活用の方向性を見据えつつ、業務の効率化や納税者サービスの向上に向けて計画的に検討を進めています。

これらの取組に当たっては、セキュリティリスクやハルシネーションリスク(生成AIが事実とは異なる内容をもっともらしく回答してしまうリスク)などにも十分注意することとしています。

- ※1 「予測AI」とは、過去のデータ等を分析し、未知の事象を予測することに強みを持たせたAIのことをいいます。
- ※2 「生成AI」とは、文章および画像等の新しいコンテンツを生成できるAIのことをいいます。



## ～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

なお、取組を進めるに当たっては、デジタルに不慣れな納税者にも配慮し、分かりやすく丁寧な説明や案内を行っています。

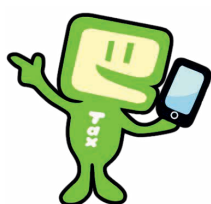
## 1 税務手続のデジタル化の推進

### ～ e-Taxの概要 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続をオンラインで行うことができます。

国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進し、オンライン利用率は順調に増加しています。

#### e-Tax送信に必要なもの(個人利用者の場合)



注1) タブレット又はパソコンで送信する場合は、「マイナンバーカード読取対応スマホ」又は「ICカードリーダー」が必要です。

注2) 納税手続を行う場合は、マイナンバーカードによる電子署名は不要です。

注3) スマートフォンのマイナンバーカードをご利用の場合、マイナンバーカードの読み取りが不要になるほか、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)はスマホの生体認証機能等を利用できます(機種によって異なります。)

e-Tax利用のメリット(所得税の確定申告の場合)

e-Taxの5つのメリット

**自宅から申告可能**  
※メンテナンス時間を除きます

**24時間いつでも利用可能**  
※メンテナンス時間を除きます

**受信通知からいつでも内容確認**

**添付書類提出不要**  
※一部の書類を除きます  
※イメージデータによる提出も可能

**早期還付**  
BANK

さらに! マイナポータル連携を活用すると

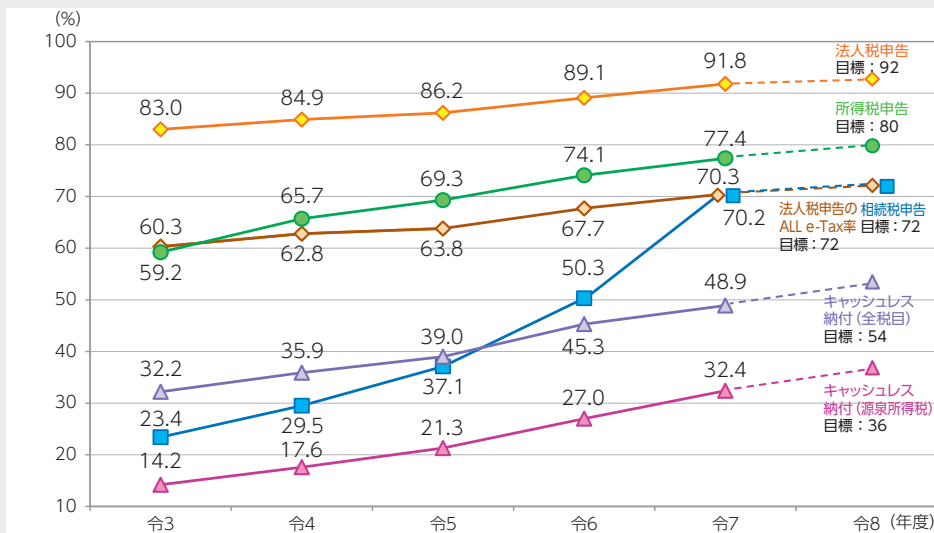
**医療費の領収書等の収集や集計が不要**

**確定申告書の該当項目へ自動入力**

**書類の管理・保管が不要**

■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



- ※1 令和7(2025)年度の各計数は速報値です。なお、確定値は、令和8(2026)年10月頃にe-Taxホームページで公表予定です。
- ※2 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。
- ※3 法人税申告のALL e-Tax率とは、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合です。



e-Taxホームページ  
「e-Taxの利用状況等について」

## 2 デジタルを活用した確定申告の推進

### ～ 所得税の申告人員は 2,353 万人。半数以上は還付申告 ～

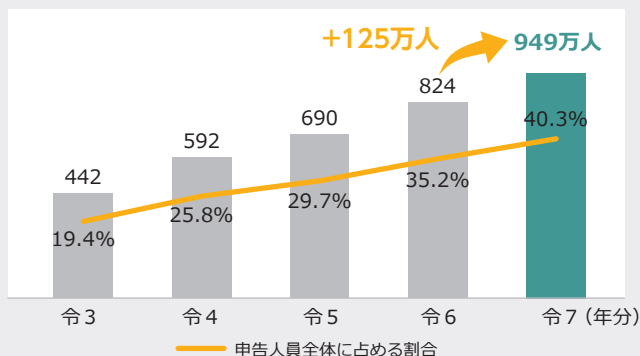
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和7(2025)年分の所得税の確定申告書の提出人員は2,353万人に上り、国民の約5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告の提出人員は、1,335万人を超え、半数以上を占めています。

#### (1) 自宅等からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和7(2025)年分の確定申告では、納税者ご自身で自宅等からe-Taxによる申告をされた方が949万人と、前年分である令和6(2024)年分から125万人増加しました。

■ 自宅等から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和7(2025)年分確定申告人員		万人
自宅等からのe-Tax		1,454
<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者本人による送信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォン等</li> </ul> </li> <li>税理士による代理送信</li> </ul>		949
確定申告会場からのe-Tax		202
地方公共団体会場からのe-Tax		159

### ～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与、公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に金額等を自動入力することができます。

マイナポータル連携については、「(2)マイナンバー制度を活用した利便性向上策」をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

### ■ スマートフォンを利用した所得税申告について

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」においては、より多くの方にご自宅等からご利用いただけるよう、所得税の全ての画面でスマートフォンでも操作しやすい画面を提供しています。

また、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Taxの送信ができます。Androidでは、すでに利用可能となっていました。令和7年分の確定申告からiPhoneにも対応しました。

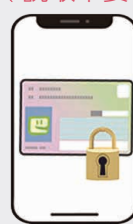
- ※1 Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。
- ※2 iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ※3 iPhoneのマイナンバーカードの詳細は、デジタル庁のホームページをご覧ください。

#### 例：住宅ローン控除の入力画面

Before (～令和6年12月) After (令和7年1月～)



読取不要



利用者証明用電子証明書の  
パスワードはスマートフォンの  
生体認証機能を利用可能に！

### ～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和7(2025)年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて882万人で、平成27(2015)年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方は230万人と、前年分である令和6(2024)年分の263万人から減少し、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、882万人のうち、497万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

### (2) マイナンバー制度を活用した利便性向上策

国税庁では、自宅等からのe-Taxによる申告の拡大に向けて、マイナンバー制度を活用した年末調整・確定申告手続の利便性向上策に取り組んでいます。

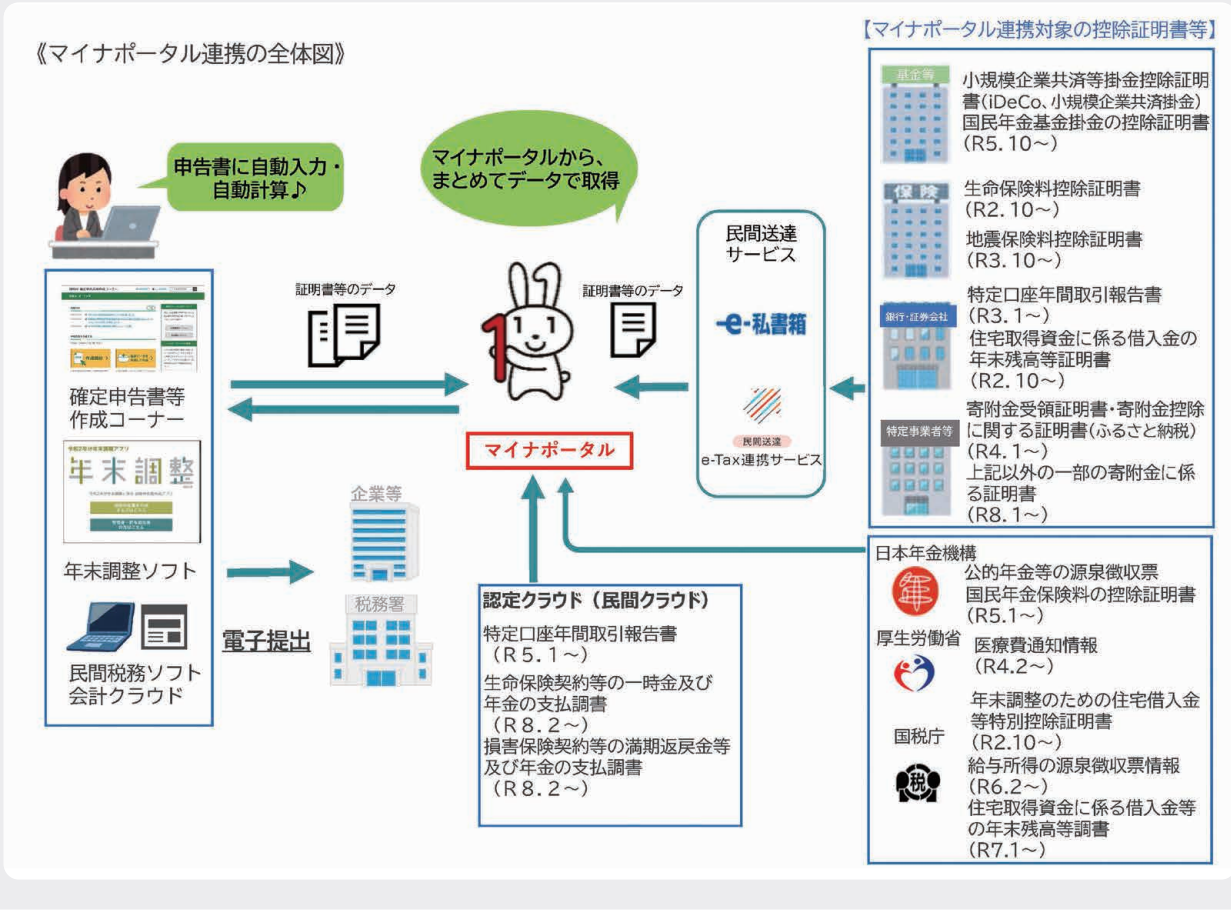
### ～ マイナポータル連携による納税者利便の向上 ～

令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から、より簡単に手続を行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータル<sup>1</sup>を通じて一括取得し、各種申告書へ自動入力する機能(マイナポータル連携)が開始されています。自動入力の対象となるデータは順次拡大しており、令和8(2026)年1月からは新たに「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」、「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」、「ふるさと納税以外の一部の寄附金」が加わり、更に利便性が向上しました。

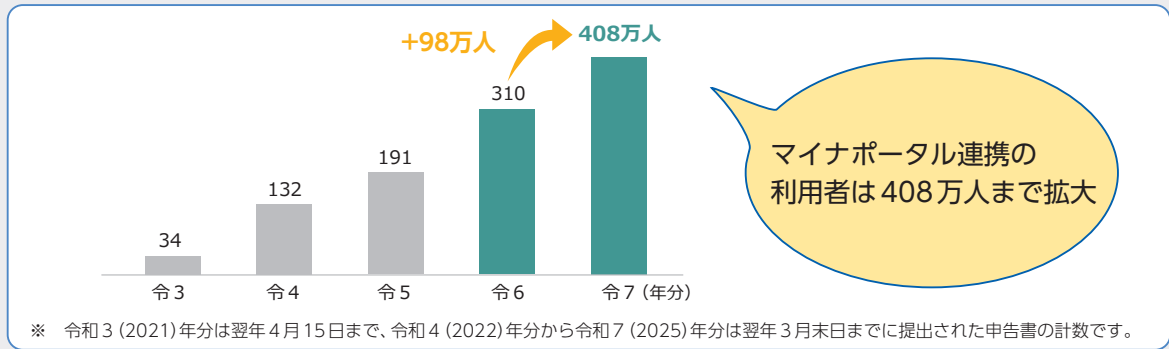
また、マイナポータル連携の前提となるマイナンバーカードを用いたe-Taxの利用を一層進める観点から、令和7(2025)年10月1日より、「ID・パスワード方式」で使用するID・パスワードについては、新規発行を停止しています。

<sup>1</sup> マイナポータルとは、行政手続のオンライン窓口で、自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報の確認等が可能な、政府が運営するオンラインサービスのことで。

## ■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



## ■ マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移



## (参考)マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラです。制度の概要についてはデジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁  
ホームページ

## イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や条例で定められた手続に限定されています。

## ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

### ～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

国税庁では、確定申告におけるマイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進し、国税庁ホームページに特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)を掲載するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



マイナンバー制度の特設サイト

### ～ 法人番号の付番機関としての対応 ～

国税庁は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号又は名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「法人番号」の基本3情報を「国税庁法人番号公表サイト」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API<sup>1</sup>機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。



国税庁法人番号公表サイト

## (3) 自宅等から申告を行うための環境整備

納税者の方が確定申告に関して不明な点を自ら調べて解決できるように、国税庁ホームページにおいて、各種情報を掲載した「確定申告特集ページ」を開設するとともに、「確定申告期に多いお問合せ事項Q&A」や「税務相談チャットボット」、「YouTube国税庁動画チャンネル」などのサポートツールの更なる充実を図り、確定申告会場に来場しなくても確定申告に関する相談についてあらゆる側面から対応できる体制を構築しています。



確定申告特集ページ

<sup>1</sup> 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組みのことです。

## (4) 確定申告の来場者への対応

確定申告会場での申告相談をご希望される場合には、オンライン事前予約を利用いただくことで、確定申告会場の混雑緩和と申告相談の待ち時間の縮減を図っています。

なお、当日受付をご希望される納税者の方には、相談枠に応じて入場整理券を配布しております。

また、確定申告会場では、ご自身のスマートフォン等を利用した申告書の作成・送信を案内しており、操作方法等について丁寧な説明等を行い、翌年以降、納税者自身が自宅等からe-Taxで申告いただけるように努めています。

### 地方公共団体との協力

国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めることにより、デジタルを活用した簡単・便利かつ効率的で、誤りのない申告を実現する環境の構築を目指し、納税者の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

## 3 キャッシュレス納付の推進

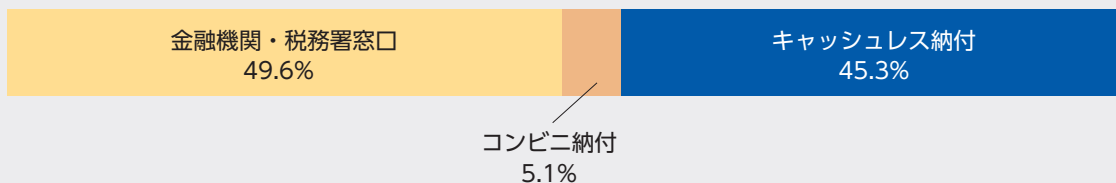
### ～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約55%が金融機関・税務署の窓口やコンビニで行われています。

国税庁では、納税者利便の向上、業務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和8(2026)年度までにキャッシュレス納付割合を54%とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

特に、納付件数の多い源泉所得税について、国税当局と日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関が一つの目標を共有し、連携して取り組めるよう、令和8(2026)年度までに「源泉所得税のキャッシュレス納付割合を36%とする目標値を新たに設定しました。また、令和7年3月に「キャッシュレス納付体験コーナー」をe-Tax ホームページに開設し、e-Taxによる徴収高計算書の作成、送信、電子納税の一連の手続きを体験する中で、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性を多くの事業者等の方々に実感していただいています。また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

#### ■ 国税の納付手段別納付割合：令和6(2024)年度実績(件数ベース)



## ～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。



納税に関する  
総合案内

## キャッシュレス納付による納付手段

## 振替納税 【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する手続です。オンライン(e-Tax)又は書面で「預貯金口座振替依頼書」を提出していただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

## ダイレクト納付 【全税目で利用可能】

事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。初回のみ事前にオンライン(e-Tax)又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出し、預貯金口座の登録を完了している方がご利用いただけます。e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う方に便利な手続となっています。なお、e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、各申告手続の法定納期限当日(法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うこともできます。

## インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【全税目で利用可能】

金融機関のインターネットバンキング口座やATMから納付する手続です。

## クレジットカード納付 【全税目で利用可能】

専用サイト(国税クレジットカードお支払サイト)を経由し、クレジットカードを使用して納付する手続です。

- ※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)
- ※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

## スマホアプリ納付 【全税目で利用可能】

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。

- ※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
- ※2 事前に利用するスマホ決済アプリへの残高のチャージが必要です。

## （参考）キャッシュレス納付以外の納付手段

### コンビニ納付 【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① 国税庁ホームページなどから、ご自身で納付情報のQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末等にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署で作成するバーコード付納付書で納付する方法

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 現金納付 【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署で納付する手続です。

## 4 申告・納税等に役立つ情報提供

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

税法の解釈・取扱いや申告・納税に関するお知らせ等については、国税庁ホームページやSNSを活用して情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。

また、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

### (1) デジタルツールを活用した情報提供等

#### ～ 探しやすい、誰もが利用できるコンテンツの提供 ～

国税庁ホームページでは、必要な情報に容易にアクセスできるよう、分野別メニューを設けるなど、探しやすいコンテンツの提供に努めています。

また、文字拡大・音声読み上げ機能や英語によるページ、多言語版の確定申告手引き等の掲載など、障害の有無、年齢、国籍、利用環境等にかかわらず、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮したコンテンツを提供するように努めています。

さらに、納税者の皆様に税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、国税庁ホームページに掲載している情報を中心に、SNSを活用した情報発信を行っています。

## 国税庁ホームページの概要

※掲載画像は令和8(2026)年6月現在のものです。

The screenshot shows the National Tax Agency homepage with the following numbered callouts:

- 1** Search bar at the top right.
- 2** Navigation menu at the top.
- 3** Main navigation menu below the header.
- 4** Emergency notice section.
- 5** Tax Agency recruitment information banner.
- 6** Note word section.
- 7** Latest news section.
- 8** Tax office search section.
- 9** Category menu section.
- 10** SNS links section.
- 11** Detailed menu section at the bottom.

**1 サイト内検索**  
キーワードで情報を検索する機能

**2 文字拡大・音声読み上げ**  
視覚・聴覚に障害のある方のためのサポート機能

**3 グローバルナビゲーション**  
情報の種類を分類して表示

**4 緊急のお知らせ**  
災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

**5 バナー**  
特に注目してほしい情報のバナーを表示

**6 注目ワード**  
注目してほしい情報に関するワードを表示

**7 新着情報**  
更新情報を一覧で表示

**8 税務署を検索**  
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

**9 分野別メニュー**  
利用者の目的や区分別にアクセス件数の多いページを表示

**10 SNS等**  
国税庁の情報発信ツールを集約して表示

**11 サイトマップ**  
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

## SNSによる情報発信

### ● X(旧Twitter) @NTA\_Japan (フォロワー数約187千人)<sup>※1</sup>

国税庁ホームページの新着情報や報道発表のほか、国税局・税務署における各地の広報イベント、採用関係に関する情報などを発信しています。



X  
(国税庁公式アカウント)



### ● LINE @kokuzei (友だち数約7,232千人)<sup>※1</sup>

国税庁ホームページの各種ページへのリンクをメニュー画面として表示しているほか、利用者が登録したセグメント別の情報をタイムリーに発信しています。



国税庁  
LINE公式アカウント



### ● YouTube @ntachannel (チャンネル登録者数約284千人)<sup>※1</sup>

確定申告や年末調整等に関する解説動画、国税局・税務署における各地の広報イベントの様などを発信しています。



国税庁  
動画チャンネル



### ● Instagram @kokuzei\_saiyo (採用専用アカウント) (フォロワー数約2千人)<sup>※1</sup>

国税職員に関する業務説明会の開催情報など、採用に関する様々な情報を発信しています。



Instagram  
(リクルート専用)



### ● Instagram @kokuzei.syurui.yusoku\_official (フォロワー数約2百人)<sup>※1</sup>

「伝統的酒造り」やGIを主軸とした日本産酒類の情報を発信しています。



Instagram  
(酒類情報発信用)



※1 フォロワー数、友だち登録者数、チャンネル登録者数は、令和8(2026)年6月1日時点の情報を表示しています。

※2 画像はイメージです。

## (2) 税務相談

### ～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています(英語による相談専用ダイヤルも設置しています。)

## ～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「**税務相談チャットボット**」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に相談をすることができ、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。これまで対応していた「所得税の確定申告」、「消費税の確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」の相談に加えて、令和8(2026)年2月からは「贈与税の申告」の相談にも対応しました。

また、**タックスアンサー**では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自身の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

### ■ チャットボットへの質問件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得税の確定申告	万件 949	万件 987	万件 856
消費税の確定申告	91	32	24
贈与税の申告	—	—	16
年末調整	63	69	87
定額減税	—	165	—
合計	1,102	1,253	984

※1 「所得税の確定申告」には「e-Tax、作成コーナーの操作方法」、「消費税の確定申告」には「インボイス制度」に関する質問件数が含まれています。

※2 端数処理のため各項目の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

### ■ タックスアンサーへのアクセス件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アクセス件数	万件 8,910	万件 11,212	万件 12,099

国税に関するご質問・ご相談はチャットボットやタックスアンサーを是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター  
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

### ■ 電話相談センターの相談件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	万件 538	万件 581	万件 525

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含みます。

## ～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、税務署において面接相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要がありますことから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

### (3) 事前照会

#### ～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などは、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています(文書回答事例)。このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています(質疑応答事例)。

#### ■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和6年度	令和7年度
受付件数	155件	173件

#### ■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和6年度	令和7年度
掲載件数	2,060件	2,059件



文書回答事例



質疑応答事例

## 5 租税に関する知識の普及や各種情報提供等

#### ～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、租税の意義や役割等の知識と理解を深めることを目的とした啓発活動を行うとともに、国税庁ホームページのほか、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

### 税を考える週間

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様へ日常生活と税の関わりを理解していただくことにより、納税の大切さをお伝えしています。



## 公益財団法人日本サッカー協会(JFA)と連携した広報施策

国税庁では、令和6(2024)年10月に、公益財団法人日本サッカー協会(JFA)を国税庁広報大使に任命し、男女代表選手による横断幕を使った税を考える週間やキャッシュレス納付のPR、監督を起用した採用ポスターへの協力、JFAからJリーグ全クラブ(60クラブ)に対する広報協力依頼、国際親善試合でのスタジアム大型ビジョンで国税広報動画の放映、サッカー教室での租税教育等の様々な国税の広報活動に御協力いただき、世代を超えて多くの方々に税の大切さや国税当局の推進する取組について周知が図られています。

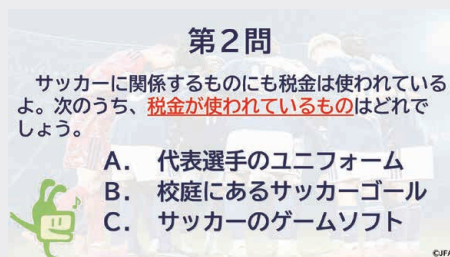
令和8(2026)年4月には、国税庁とJFAが共同で「税金クイズ」を制作しました。

本クイズは、2026年サッカー・ワールドカップ北中米3か国大会の開幕に際し、子供たちにも人気のあるサッカーに税を絡め、税に対する興味を持ってもらうきっかけとして、租税教室や自宅等での復習用教材として共同制作したものです。クイズは、サッカーやワールドカップに関連した内容を題材に全5問で構成されており、税の役割などを楽しく学べる構成となっており、YouTube「国税庁動画チャンネル」で公開しています。

このような多大なる功績に敬意と感謝を表するとともに、今後の更なる協力関係の発展を祈念して、令和8(2026)年6月に国税庁長官からJFAに対し感謝状を贈呈しました。



税金クイズ動画



### (1) 租税教育

#### ～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

租税教育は社会全体で継続的、段階的に取り組むことが必要との考えの下、国税庁では、次代を担う児童・生徒に、国の基本となる税の意義や役割を正しく理解してもらうため、国税庁、文部科学省及び総務省の関係省庁等で構成される、租税教育推進関係省庁等協議会(中央租推協)において、租税教育の充実に向けた取組方針を協議・策定し、小学校、中学校及び高校を対象とした租税教育の事例集や講師用マニュアルの作成等の環境整備や支援に取り組んでいます。

事例集等については、新しい学習指導要領やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう教材づくりに努め、各種コンテンツを国税庁ホームページ「税の学習コーナー」に掲載しています。

この中央租推協が策定した取組方針の下で、各地域に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者等で構成)では、税理士会、関係民間団体の協力を得て、副教材の作成、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣、中学生及び高校生を対象とする税に関する作文の募集、教育関係者等を対象とした研修会等を実施しています。

また、国税庁では、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しているほか、各府省庁が連携して実施する「こども霞が関見学デー」においても、租税教室を開催しています。

税理士会、関係民間団体においては、租税教室等の講師派遣の多くを担うほか、「教員養成大学寄附講座」の開設(税理士会)、税に関する動画グランプリの開催(青色申告会)、租税教育用動画「カノンとスバルの3つの願い」の作成、キッズニア東京における税務調査体験イベント、絵はがきコンクール等の各種租税教育活動(いずれも法人会)、「税の標語」の募集(間税会)、中学生の「税についての作文」の募集(納税貯蓄組合)等、租税教育に積極的に取り組んでいます。



税の学習コーナー



■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和6年度	令和7年度
	人	人
職員	9,708	9,243
職員以外	35,187	35,957
合計	44,895	45,200

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	令和6年度	令和7年度
	編	編
高校生	178,159	173,021
中学生	435,572	426,594

## 租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しており、令和7(2025)年度は「税務署の仕事から見た昭和～昭和前半期を振り返る～」をテーマに、令和7(2025)年11月4日から令和8(2026)年10月29日まで、昭和という激動の時代に税務署の現場はどのような状況であったか、実際の現場で使われていた史料を通じて昭和(前半期)について説明・展示しています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナーをご覧ください。



特別展示の風景



税務大学校  
租税史料コーナー

## (2) 講演会

### ～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署では主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

#### ■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和6年度	令和7年度
	回	回
開催回数	1,217	1,096

## (3) 説明会

### ～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

#### ■ 各種説明会の開催回数・参加人員

事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
	回	回
開催回数	32,974	18,782
	千人	千人
参加人員	708	471

## 6 関係民間団体との連携・協調

### ～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、税に関する情報や各種施策の積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、オンラインの税務手続(e-Tax)の利用拡大に向けた取組や事業者の業務のデジタル化促進に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

#### 青色申告会

##### 【概要】

青色申告会は、「誠実な納税者としての権利義務の遂行、税務行政への要望、合理的な税制の確立」を目的として、青色申告を行う個人事業者を中心に結成された団体です。

##### 【近年の活動状況】

個人事業者への記帳指導・確認、各種説明会の開催、経営支援、会計ソフト活用による複式簿記・青色申告・e-Taxの普及など、幅広い活動を行っています。

所得税の確定申告期間には、確定申告会場に設置している「青色コーナー」において、青色申告の普及に取り組んでいます。



全国青色申告会総連合  
ホームページ



青色申告会キャラクター  
「あおいろくん」



確定申告会場の青色コーナー

#### 法人会

##### 【概要】

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体です。

##### 【近年の活動状況】

税制改正に関する提言、税の啓発に資する広報活動や租税教育、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」や「税に関する絵はがきコンクール」に係る活動などに取り組んでいます。活動を通じて適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献しています。



全国法人会総連合  
ホームページ



法人会キャラクター  
「けんた」



税制改正に関する提言活動

## 間税会

### 【概要】

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体であり、「消費税などの間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。

### 【近年の活動状況】

間税会は、税に関する啓蒙・広報活動の一環として、学生から大人までを対象として「税の標語」(国税庁後援)を広く募集・表彰する活動や世界の消費税率の図柄入りクリアファイルを作成・配布する活動などを行っています。

また、消費税の滞納を未然に防止するため、納税資金の準備、振替納税やダイレクト納付の推進などに取り組む消費税完納運動を行っています。



全国間税会総連合会  
ホームページ



間税会キャラクター  
「かんちゃん・しょうちゃん」



令和7(2025)年度 税の標語表彰式

## 納税貯蓄組合

### 【概要】

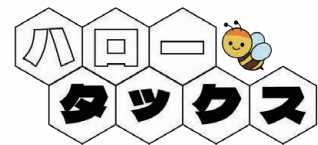
納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。

### 【近年の活動状況】

納税貯蓄組合では、「納貯の日」(毎年4月10日)を中心に、税の期限内完納運動の推進をはじめ、国税及び地方税のキャッシュレス納付推進などの活動に取り組んでいます。また、次世代を担う中学生の「税についての作文」を事業の柱としており、これらの事業を通じて「税と出会う」という意味から「ハロータックス」の愛称で活動しています。



全国納税貯蓄組合連合会  
ホームページ



愛称「ハロータックス」のロゴ



令和6(2024)年5月30日(木)に開催した  
「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」の様子

## 納税協会

### 【概要】

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献すること」を目的として、法人・個人を問わず、様々な業種の方が加入されている大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

### 【近年の活動状況】

税に関連した各種説明会の開催や税理士会と連携した税務相談の実施等による「税」に関するトータルアドバイス、パソコン会計教室や実務講座の開講等の人材育成のサポート、各界著名人による講演会の開催や各部会活動を通じた異業種との情報交換の場の提供のほか、次代を担う児童・生徒に対する租税教育や税の広報活動など、多岐に渡る活動を行っています。



納税協会  
ホームページ



納税協会キャラクター  
「のうちゃん」



タブレット端末を活用したICT租税教室の取組

## 7 国税組織の業務のデジタル化推進

### ～ デジタル・ガバメント<sup>1</sup>の実現に向けて ～

令和7(2025)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に沿って、国税庁においても、国税に関する手続のデジタル化や納税者の視点でUI/UXの改善に取り組むほか、情報セキュリティを確保しつつシステムの効率化・合理化を推進し、業務の効率化にも取り組んでいます。

### 国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムです。

#### ◎ KSKからKSK 2への移行

KSKシステムについては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、令和8(2026)年9月にKSK 2へ移行する予定です。

KSK 2への移行により、データ中心の事務処理を実現します。

### システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際的標準規格に準拠したISMS<sup>2</sup>適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001<sup>3</sup>に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

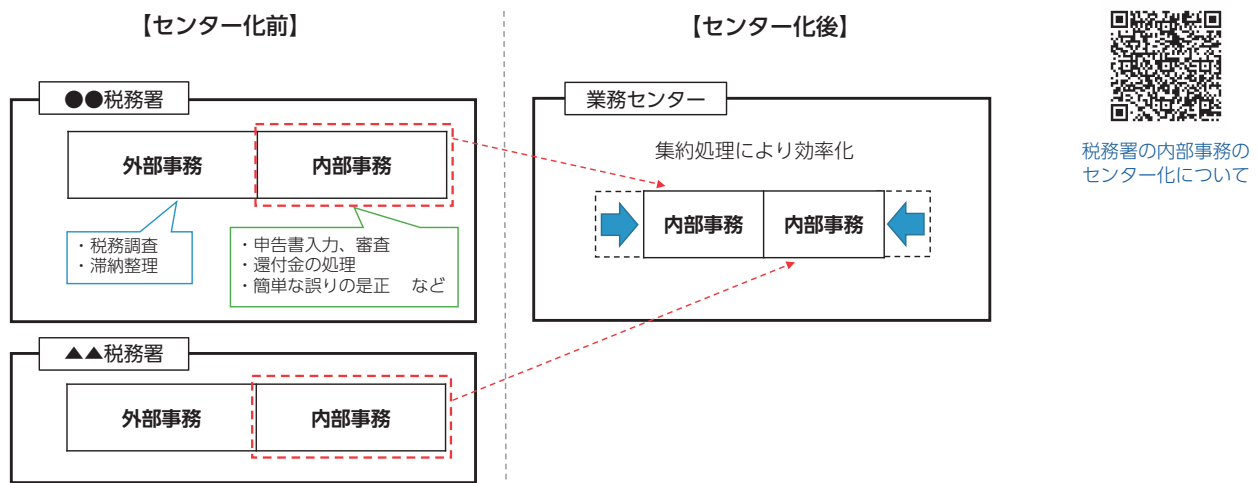
## 8 内部事務のセンター化

国税庁では、令和3(2021)年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務(申告書の入力処理、照会文書の発送等)を専担化した組織(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。順次、対象となる税務署を拡大しており、令和8(2026)年7月から、全ての税務署が対象となります。

業務センターで内部事務を集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指すとともに、効率化によって生まれた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、業務センターから納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります

各国税局における「内部事務のセンター化」の実施状況など、詳しくは、国税庁ホームページの「税務署の内部事務のセンター化について」をご覧ください。



## 9 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的な情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

## 1 適正・公平な課税の推進

## ～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、納税者側の負担にも配慮しつつ、限られた人員等をバランスよく配分し、申告内容や調査事績など様々なデータを分析しながら、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話等による簡易な接触も実施するなど、適正・公平な課税の推進に努めています。

## ■ 実地調査の件数

税目	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
	千件	千件	千件
申告所得税	46	48	47
法人税	62	59	54
消費税	87	84	81
相続税	8	9	10

## ■ 実地調査における追徴税額

税目	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
	億円	億円	億円
申告所得税	1,015	1,066	1,132
法人税	1,868	2,102	2,187
消費税	1,693	1,454	1,575
相続税	669	735	824

## ～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

## ～ データ活用の取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。

## (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

## ～ 消費税の適正課税のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、還付金の支払を保留した上で、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認するなど、不正還付防止に努めています。

また、輸出品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

## ◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 実在しない外国法人に対する輸出販売を装うことで、架空の免税売上げ及び課税仕入れを計上していた事実を把握
- 国内に居住する外国人への国内売上げについて、偽造した輸出申告書を用いて、免税売上げを計上していた事実を把握

## ～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS : Common Reporting Standard)によって得た情報を効果的に活用して実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

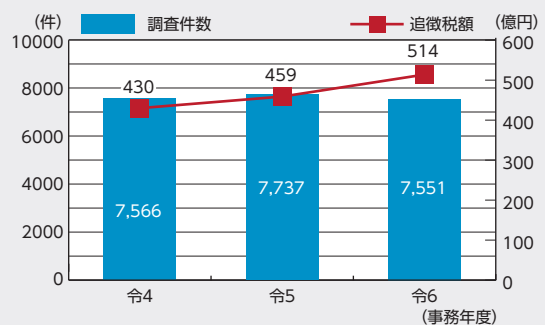
## ◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- CRS情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請を実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等を申告していなかった事実を把握
- 国外送金等調書を活用し、海外のアフィリエイト収入に係る所得税申告をしていなかった事実を把握

## ～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施しています。

## ■ 無申告の調査状況 (所得税・相続税・法人税)



## ◎ 無申告の調査事例

- 動画配信サービスを利用したトレーディングカード販売により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税が無申告であった事実を把握
- 金地金の売却により得た利益について認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握
- 被相続人の預金から引き出した多額の現金について、相続税の申告が必要であることを認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握

## ～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動<sup>1</sup>への的確な対応 ～

シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動への対応については、適正申告のための環境作りとして、税務手続や課税上の取扱いを国税庁ホームページで発信しているほか、業界団体や仲介事業者などを通じた利用者（納税者）への適正申告の呼びかけを行っております。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や調査を行っています。

## ～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、法令に定められた手続に従うことを徹底するとともに、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づき法令面の検討を十分に行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。

## (2) 調査以外の手法の活用

### ～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、業務に当たってデータを積極的に活用するほか実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

#### ◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる納税者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される納税者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

<sup>1</sup> 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

## 協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● **税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組**  
～ 国税局幹部と経営責任者等の意見交換などを実施 ～

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンス(以下「税務CG」といいます。)の充実が重要です。そのため、大企業に対する税務調査の機会を利用して、税務CGの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行うなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

これにより、企業側においては、不適切な税務処理の発生リスクを低減させることなどが期待されるとともに、国税庁側においても、税務CGの状況を各企業の税務リスク判定に活用することが可能となります。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について\(調査課所管法人の皆様へ\)](#)」をご覧ください。



各事務年度の  
取組状況等



税務CGの充実  
に向けた取組

● **大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進**  
～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

申告書作成前後で誤りが生じやすい事項について、表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報\(調査課所管法人の皆様へ\)](#)」に掲載しています。申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査や、申告書提出前の自主点検に活用することにより、申告誤りの未然防止が期待されます。



「申告書の自主点検  
と税務上の自主監  
査」に関する情報

● **移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置**

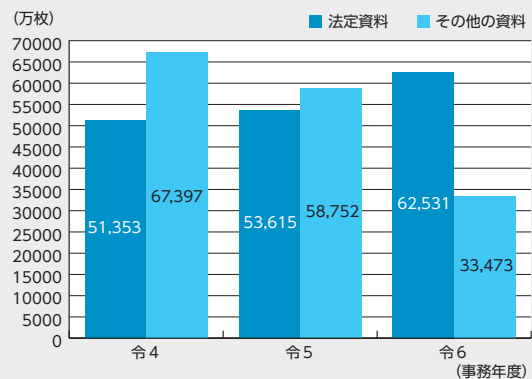
大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、国税局に「[移転価格税制に関する相談窓口](#)」を試行的に設置し、移転価格税制に係る一般的質疑のほか、個別の国外関連取引などの具体的な相談に対して、適用関係に関する当局の考え方や留意点を答ええています。

### (3) 資料情報の収集等

～ 的確な調査・行政指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・行政指導に活用しています。

#### ■ 資料情報の収集枚数



## 【参考】他省庁等との情報連携の強化

国税庁においては、多様な情報の収集の一環として、他省庁等と相互の密接な連携に努めてきたところですが、

最近では、消費税不正還付への対応として税関当局や、政府全体の外国人（秩序）共生への対応として出入国在留管理庁との連携の強化に取り組んでいます。

## (4) 査察

### ～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

令和7（2025）年度においては、ソーシャルメディアで事業活動を行う事業者など幅広い業種業態の事案のほか、海外取引を利用した不正行為や海外に不正資金を隠していた事案など巧妙な不正手段の事案、国庫金の詐取ともいえる消費税不正受還付事案など悪質性の高い事案を告発しました。

### ■ 査察広報用パンフレット



税に関する講演会や租税教育に活用するなど、広報にも積極的に取り組んでいます。

### ◎ 令和7（2025）年度の告発事例

- SNS等のソーシャルメディアを利用して活動していたインフルエンサーやイラストレーターなどの事業者が法人税や所得税等を免れた事案
- 日用品等の輸入販売会社が、海外の不正加担者と通謀して海外法人に対する架空の輸入仕入れを計上し、法人税を免れた事案

## ■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和5年度	154 件	151 件	101 件	11,980 (8,931) 百万円	79 (88) 百万円
令和6年度	151	150	98	11,270 (8,230)	75 (84)
令和7年度	131	127	82	11,137 (8,390)	88 (102)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

## ■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和5年度	83 件	83 件	100.0 %	9 人	58 百万円	15.6 月	15 百万円
令和6年度	99 件	99 件	100.0	13 人	59	15.7	15
令和7年度	80 件	80 件	100.0	6 人	54	16.1	15

※1 表中の内書は、他の犯罪との併合事件を示しています。

※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

## ◎ 令和7(2025)年度中に判決が出された事例

複数の納税義務者と共謀し、自身が主宰する法人に対する架空経費を計上するなどの方法により所得を秘匿し、多額の法人税及び所得税等を免れた脱税指南グループの首謀者に懲役6年の実刑判決が言い渡されました。

## 査察調査により把握した隠し財産の事例



## ■ Web-TAX-TV「脱税を見逃さない! ~国税査察官の仕事~」



脱税者を摘発するために日々努力している国税査察官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。

是非ご覧ください。



【動画はこちら】

## 2 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約87.2兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和6(2024)においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約88.2兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約87.2兆円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、振替納税やダイレクト納付などの多様な納付手段を提供した上で、これらの納付手段や計画的な納付方法など、納税に関する様々な情報を国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」に掲載するほか、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を積極的に実施しています。

また、計画的な納付を行っていただくため、ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を積極的にご利用いただけるよう努めています。

このほか、期限を過ぎて納付したことがある納税者には、あらかじめ電話や文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。



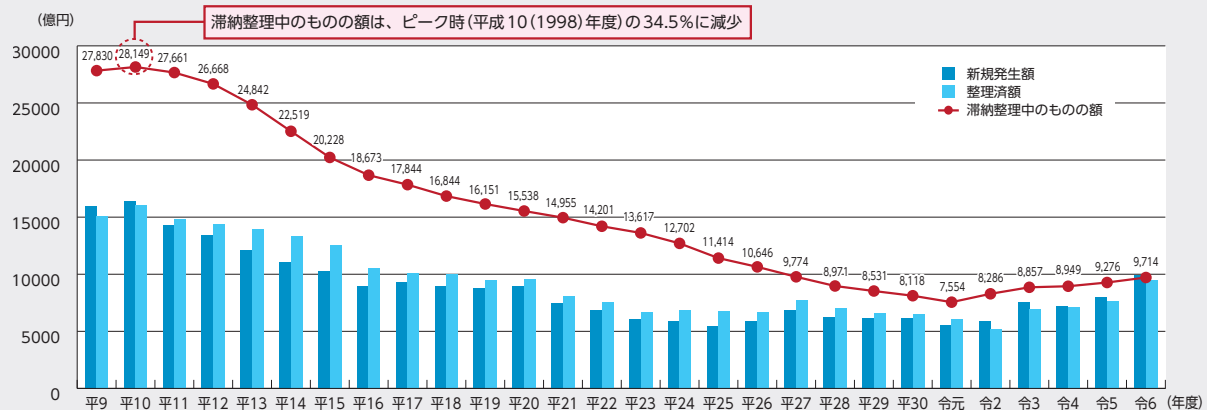
納税に関する総合案内

### (2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の34.5%に ～

令和6(2024)年度末の滞納整理中のものの額は9,714億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約9,700億円と依然として高水準

→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

### ～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まず、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。

一方、分割納付を約束したにもかかわらず不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

### ～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、捜索や、財産の差押え及び公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪<sup>1</sup>の告発を行うなど、厳正に対処しています。

#### ◎ 令和7(2025)年度告発事例

- 取引先からの入金を滞納会社の従業員名義の預金口座に振込入金させることにより、財産を隠蔽した事案を告発

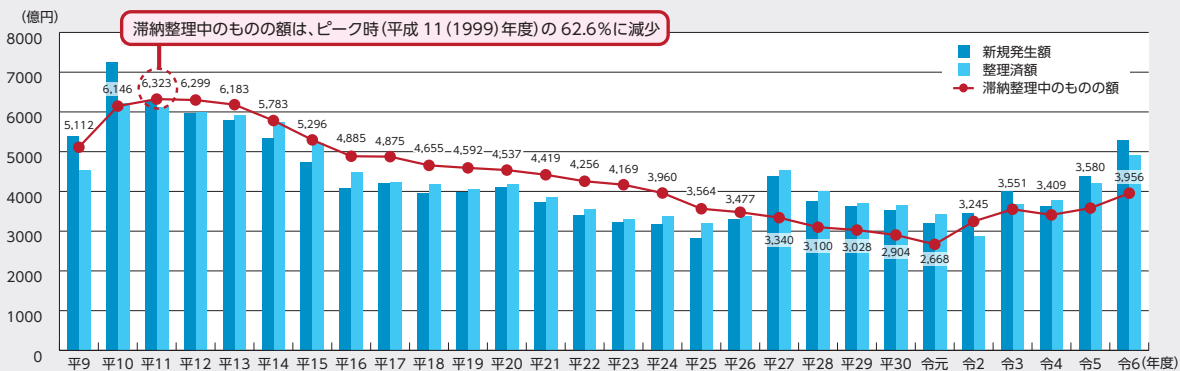
### ～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

取引が複雑な事案や財産の移転を偽装している事案などの処理困難事案の滞納整理については、①広域担当との連携、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な十分な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐欺行為取消訴訟<sup>2</sup>等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

### ～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

#### ■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

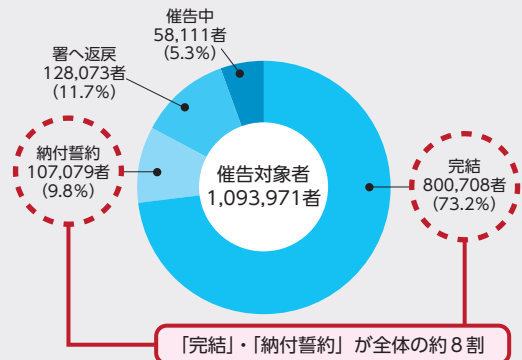
1 納税者が差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金、又はこれらの両方が科されます。  
2 詐欺行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐欺行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

### (3) 集中電話催告センター室

#### ～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。こうした取組により、令和6（2024）年7月から令和7（2025）年6月末までの1年間で、催告対象約109万者のうち、約80万者（73.2%）が完結し、約11万者（9.8%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



※ 「署へ返戻」は、集中電話催告センター室から税務署へ所掌を変更した納税者数を示します。

### (4) 公売の実施

#### ～ 公売で約2,200物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和6（2024）年7月から令和7（2025）年6月末までの1年間で、全国で219回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約2,200物件が売却され、その売却総額は約95億円となっています。

全国の国税局が公売する財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「公売情報」からご覧いただけます。

- ※1 入札手続は、「公売情報」からオンラインで行うこともできます。
- ※2 競り売りは、民間のオークションサイトにおいても実施しています。



公売情報

■ 令和6（2024）年7月から令和7（2025）年6月末までに公売で売却した財産の例



## (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

### ～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,973万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)<sup>1</sup>や、振替納税・ダイレクト納付などの納付書を使用しない納付手段を導入し、事務作業の効率化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化し、迅速かつ効率的な処理に努めています。

## 3 消費税不正還付への対応

### ～ 消費税制度に対する信頼を守っていくために ～

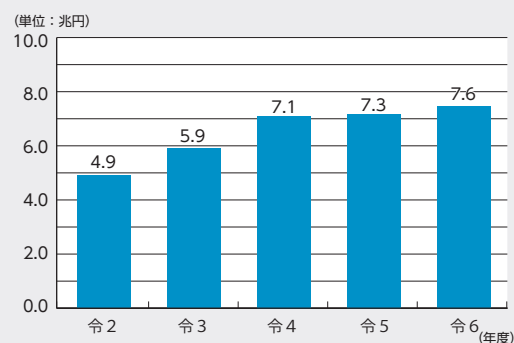
国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税の制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。このような消費税の不正還付事案は、消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであり、国税当局では重点課題と位置付けて対策に取り組んでいます。

### (1) 消費税還付申告税額の現状

消費税還付申告税額は近年増加傾向が続いており、個人及び法人が提出した令和6(2024)年度の消費税還付申告税額の合計額は7兆円を超えています。

■ 消費税還付申告税額の推移



### (2) 消費税不正還付に対する取組

#### ～ 不正な還付申告は見逃さない ～

消費税不正還付を抑止するには、不審な申告を見逃さない、悪質な納税者を放置しないことが重要です。

国税庁では、消費税制度を悪用した事例に対して、申告から行政指導・調査から徴収まで各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施(事例の分析・データ活用)、③組織体制の充実(専門部署の設置・拡充)、④広報活動を通じた未然防止の取組など、組織を挙げて取り組んでいます。

<sup>1</sup> 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

## イ 還付審査の充実

消費税の還付申告の中には、不正還付事例以外にも、法令の適用誤りなどによるものも含まれています。そのため、国税当局としては、各種情報に照らして確認の必要がある場合は、還付金の支払を一旦保留し、必要な書類の提出をすることや、実地調査を行うことで、還付申告の原因や還付税額の確認をしています。これらの結果、還付税額に誤りがあれば適切に是正する一方で、誤りがないと判断した場合には速やかに還付を行っています。

## ロ 実地調査の充実

不正還付の手口は、時代の変化とともに複雑・巧妙化しています。国税庁では、必要なマンパワーを確保した上で、様々な資料の収集・分析を行い、必要な対象を見極め、厳正な調査を実施しています。その結果、令和6(2024)年7月から令和7(2025)年6月までに消費税還付申告者(個人・法人)に対して5,810件の実地調査を実施し、その追徴税額は、約313億円となっています。

また、特に悪質な不正受還付事案に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追及しています。

令和7(2025)年4月から令和8(2026)年3月までに、

- 再生資源の輸出販売会社が、過去に海外から取得した機械装置を国内業者から取得したと装い、課税仕入れを過大計上し、消費税の不正還付を受けていた事案

などを告発しました。

### ■ 消費税不正受還付事案の告発件数及び不正受還付額

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
告発件数	件 16	件 17	件 12
不正受還付額	百万円 454	百万円 304	百万円 73

※1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含みます。

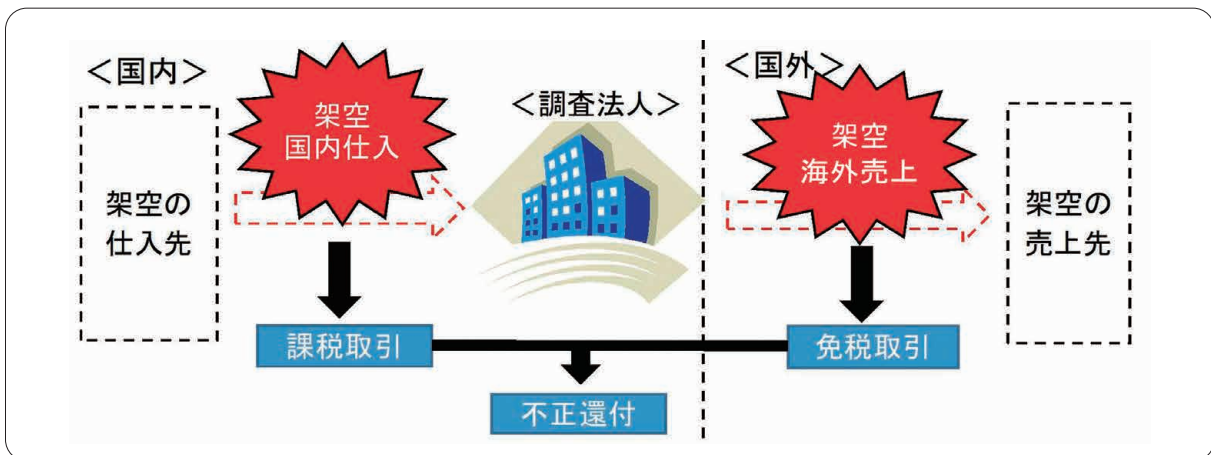
※2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含みます。

## 【参考】消費税不正還付の主な手口

### ～ 不正の手口は多種多様 ～

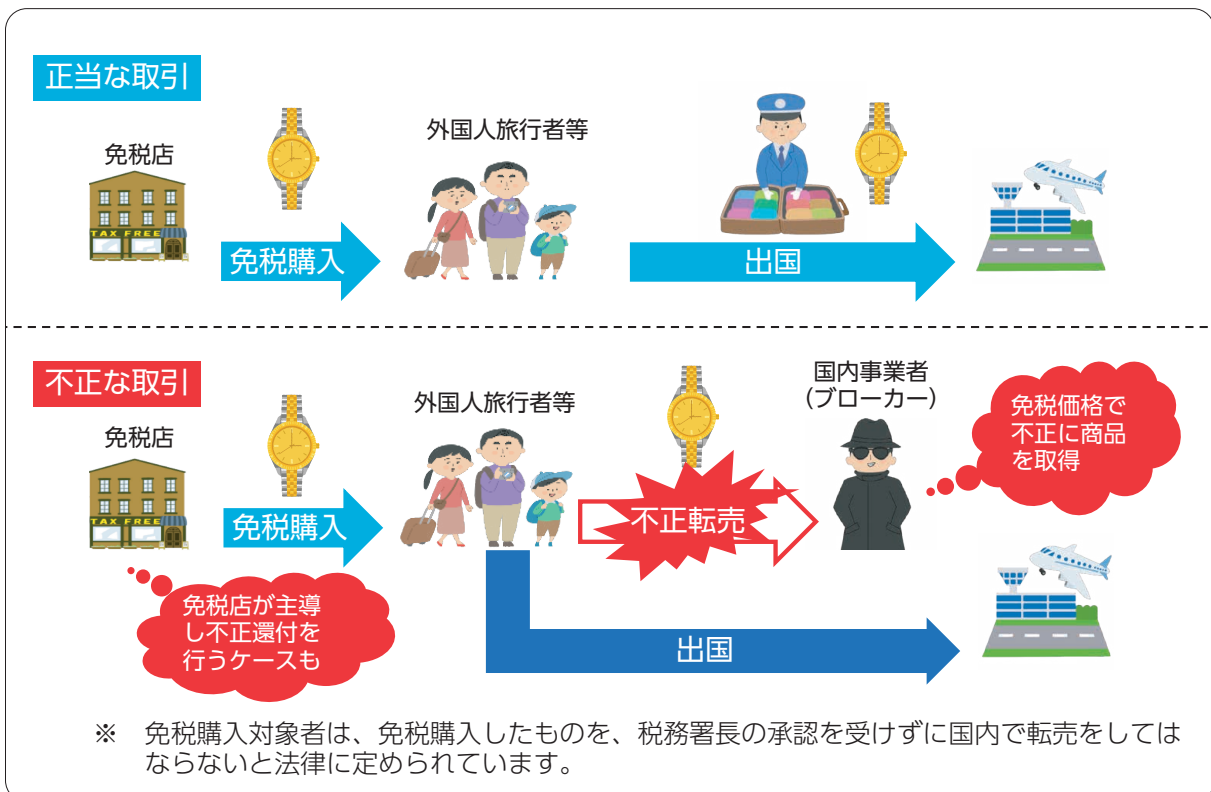
#### (イ) 架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上する事例

事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが(課税取引)、国外に商品を販売(輸出)した場合には、消費税が免除されます(免税取引)。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして不正に還付金を受けようとしていた事例が把握されています。



### □ 免税購入物品の国内転売事例

免税店では、一定の外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます(輸出物品販売場制度)。この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者(ブローカー)等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得るなどの事例やこれを免税店が主導するといった悪質な事例が把握されています。



## 輸出物品販売場制度の改正(リファンド方式への移行)への対応

### 1 改正の背景・概要

多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者等を捕捉し即時徴収を試みても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、輸出物品販売場制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和8(2026)年11月1日から、免税店において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の購入日から90日以内の出国時にその免税対象物品を持ち出すことが税関で確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に免税店を運営する事業者から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に移行することとなっています。

### 2 円滑な移行に向けた周知・広報等の取組

- 国税庁ホームページに「リファンド方式特設サイト」を開設し、リファンド方式を詳細に説明したパンフレットやQ&A、より分かりやすく解説した動画などを掲載
- 観光庁や業界団体等が開催した説明会への講師派遣



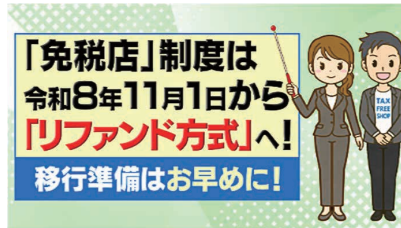
【リファンド方式特設サイト】

#### ■パンフレット



【パンフレットはこちら】

#### ■説明動画



【動画はこちら】

## 八 組織体制の充実

消費税不正還付事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、積極的に調査を実施しています。また、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し還付審査や消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

さらに、税関当局との間で人事交流を行い、国税・税関当局双方の人材育成にも取り組んでいます。

## 二 税関当局との連携

国税庁では、多種多様な手口による悪質な事例が散見される中、消費税不正還付への対応として、税関当局との情報連携を進めています。また、近年、金の密輸の摘発件数・押収量が増加傾向にあり、密輸された金が国内で売買されることで不正に消費税分の利益を得るなどの消費税制度の悪用が懸念されることから、税関当局との連携の重要性が一層増しています。

### 【参考】 税関当局における金密輸の更なる取締強化について

税関当局は、平成29(2017)年11月に「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、令和7(2025)年11月には税関長の通告処分による没収を含む総合的対策を打ち出すなど、総合的な金密輸対策に取り組んでいます。金密輸に関しては、組織的な密輸スキームが活用され、最終的には輸出に伴う消費税の還付を含め密輸により得た利益が犯罪組織の資金源になっている可能性も疑われるなど、金密輸の更なる対策が喫緊の課題であり、関係省庁が連携しつつ、取締りの強化に努めています。

## ホ 広報活動を通じた未然防止

国税庁では、厳格な還付審査や調査・徴収を行いつつ、国税庁ホームページ内のインターネット番組「Web-TAX-TV」に「消費税の不正還付を許さない！」を日本語、英語、中国語の字幕付きで掲載しています。その他、空港等に「STOP！免税品転売」ポスターを掲示するなど、広報・啓発活動に取り組み、不正還付の未然防止に努めています。

### ■ Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」



1件の消費税還付申告書の申告内容に疑問を抱いた国税調査官が税務調査に着手し、消費税不正還付を解明するまでを分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

【動画はこちら】



日本語版



英語字幕版



中国語字幕版

### ■ 全国7つの大規模空港やクルーズ船が寄港する港へポスターを掲示



関税局・税関の協力の下、「税を考える週間」に全国7つの大規模空港やクルーズ船が寄港する港に「STOP！免税品転売」ポスターを掲示しました。

また、業界団体を通じて輸出品販売場の店頭でポスター掲示のご協力をいただくなど、注意喚起を行っています。



国税庁HP



情報提供窓口

## 4 国際的な取引への対応

### ～国際的な租税回避への国民の関心の高まり～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々、経済社会のグローバル化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違いを利

用して税負担を軽減するといった国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

## (1) 国際的な租税回避等に対する取組

国税庁では、国際的な租税回避等に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国税務当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

### イ 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

#### ～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避等に的確に対応しています。

#### (イ) 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

■ 国外送金等調書の提出枚数

	平成30 事務年度	令和元 事務年度	令和2 事務年度	令和3 事務年度	令和4 事務年度	令和5 事務年度	令和6 事務年度
提出枚数	692	655	659	726	790	832	923

#### (ロ) 国外財産調書

その年の12月31日において合計5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額

	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
提出件数	9,961 件	10,652 件	11,331 件	12,109 件	12,494 件	13,243 件	14,544 件
財産総額	39,014 億円	42,585 億円	49,654 億円	56,364 億円	57,222 億円	64,897 億円	81,945 億円

#### (ハ) 財産債務調書

①その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

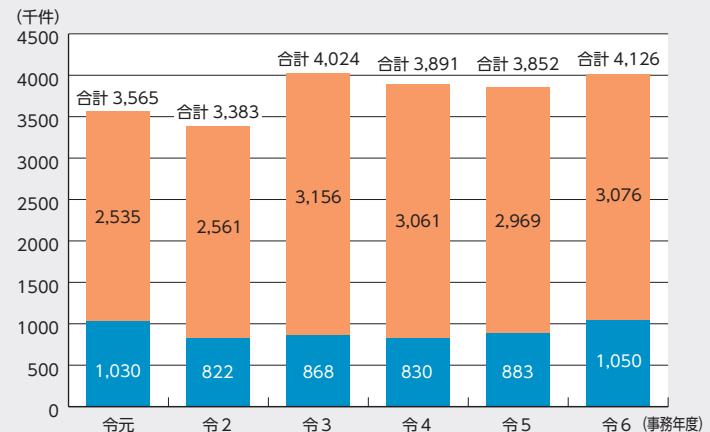
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額

	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
提出件数	72,633 件	72,248 件	72,215 件	75,005 件	74,772 件	78,801 件	83,427 件
財産総額	868,825 億円	932,571 億円	998,709 億円	1,051,238 億円	1,081,254 億円	1,251,805 億円	1,422,965 億円

## (二) 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和8(2026)年5月現在、90の租税条約等(157か国・地域を対象))<sup>1</sup>に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

### ■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。  
 オレンジ部分：CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数  
 青色部分：要請に基づく情報交換、自発的情報交換及び法定調書情報の自動的情報交換件数

## (ホ) 国際的な枠組みに基づく自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、我が国は、OECDが策定した「共通報告基準(CRS)」に基づき、諸外国の税務当局との間で非居住者の金融口座情報の交換を実施しています。国税庁では、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。



CRSコーナー

また、暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、令和4(2022)年7月、OECDにおいて、非居住者の暗号資産等取引情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として「暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)」が策定されました。

現在、70を超える国・地域が、令和10(2028)年までにCARFに基づく情報交換を開始することを表明しており、我が国も、令和8(2026)年1月から12月分の取引情報について、令和9(2027)年4月末までに国内に所在する暗号資産交換業者等から報告を受け、同年9月末までに初回の情報交換を行う予定です。

### ■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和5事務年度		令和6事務年度		令和5事務年度		令和6事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
	か国・地域	件	か国・地域	件	か国・地域	件	か国・地域	件
アジア・大洋州	19	1,934,804	19	1,858,808	14	403,696	14	231,484
北米・中南米	21	153,308	24	106,131	18	36,445	19	28,287
欧州・NIS諸国	42	308,300	44	320,968	40	66,389	42	63,608
中東・アフリカ	11	58,876	14	459,467	8	4,252	9	4,655
合 計	93	2,455,288	101	2,745,374	80	510,782	84	328,034

<sup>1</sup> ここでいう租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

### ◎ CRS情報の活用事例

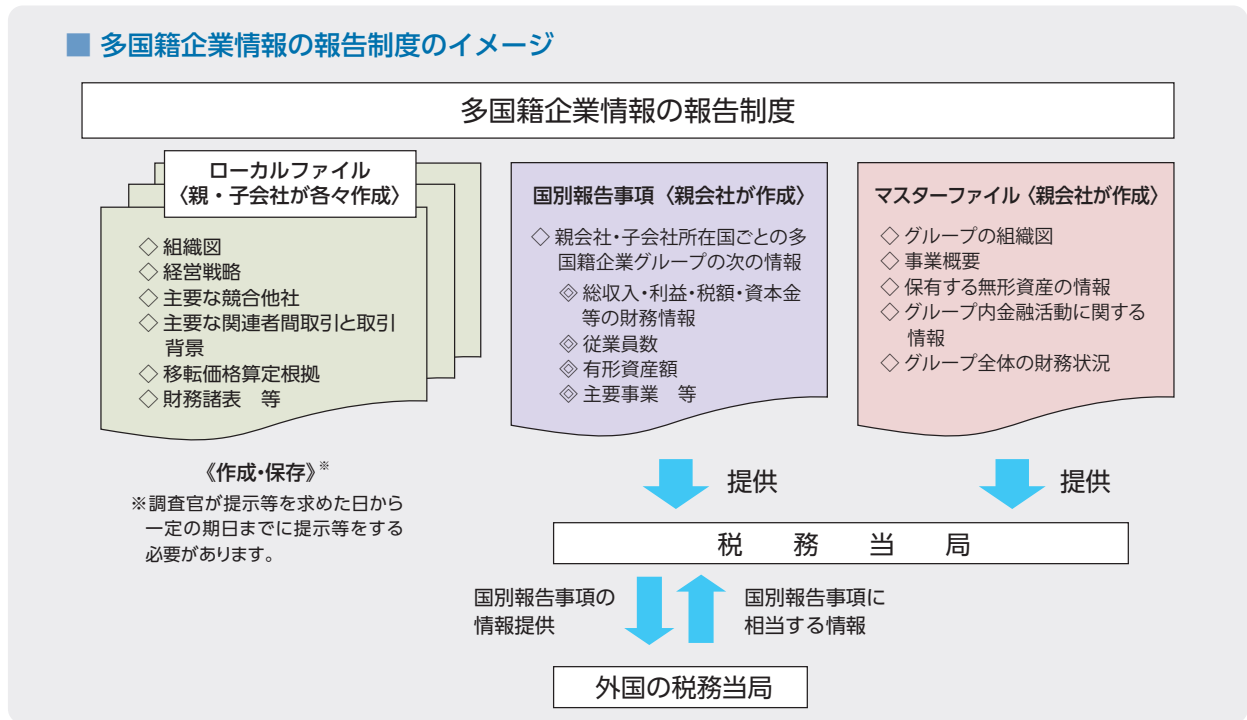
- CRS情報により、会社員が外国の証券口座で株式の配当等による収入を得ている事実を把握し、その運用状況の解明によって多額の投資所得に課税
- CRS情報により、法人役員が外国の金融口座に多額の資産を保有している事実を把握し、その運用状況の解明によって、親族から相続した財産の運用による多額の利益の申告漏れが判明
- 国内財産の滞納処分では全額納付に至らない滞納のある個人について、CRS情報から外国の銀行預金を保有している事実を把握し、外国税務当局に対して租税条約に基づく徴収共助を要請し、外国税務当局により当該銀行預金の差押えが行われ、送金を受けたことで滞納国税を徴収

### ㊦ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項(マスターファイル)及び③ローカルファイルを税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられています<sup>1</sup>。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和6(2024)事務年度において、57か国・地域の税務当局から1,875グループの情報を受ける一方、75か国・地域の税務当局に981グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。



### □ 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

#### ～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に専門的に対応する部署を設置して

<sup>1</sup> 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社等は、最終親会社年度の終了日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされています。

います。また、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者については、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

## ハ グローバルネットワークの強化

### ～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁では、外国税務当局との連携の強化に努めています。

#### (イ) 国際的な枠組みへの参画

##### A 国際合意の形成と履行

多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、平成24(2012)年にOECDにおいてBEPSプロジェクトが立ち上げられ、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されました。国税庁では、最終報告書で勧告された15の行動計画の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」をご覧ください。

##### B OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があるため、OECDにおいて「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。近年では、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する解決策として2つの柱(第1の柱：全世界収入が200億ユーロを超え、かつ、利益率が10%超であるグローバル企業グループの利益の一部の市場国に対する新たな課税権の配分[利益A]及び移転価格税制の適用の簡素化・合理化[利益B]、第2の柱：全世界での年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象として、国際的に合意された最低税率(15%)に至るまでの課税を確保する制度であるグローバル・ミニマム課税)が議論され、利益Bに係る合意内容がOECD移転価格ガイドラインに追加されたほか、第2の柱については各国がグローバル・ミニマム課税を導入する際のモデル・ルールや執行ガイダンスが合意・公表されています。

我が国では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール(IIR : Income Inclusion Rule) (令和6(2024)年4月施行)、令和7年度税制改正において軽課税所得ルール(UTPR : Undertaxed Profits Rule) 及び国内ミニマム課税(QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) (いずれも令和8(2026)年4月施行)の法制化が行われました。

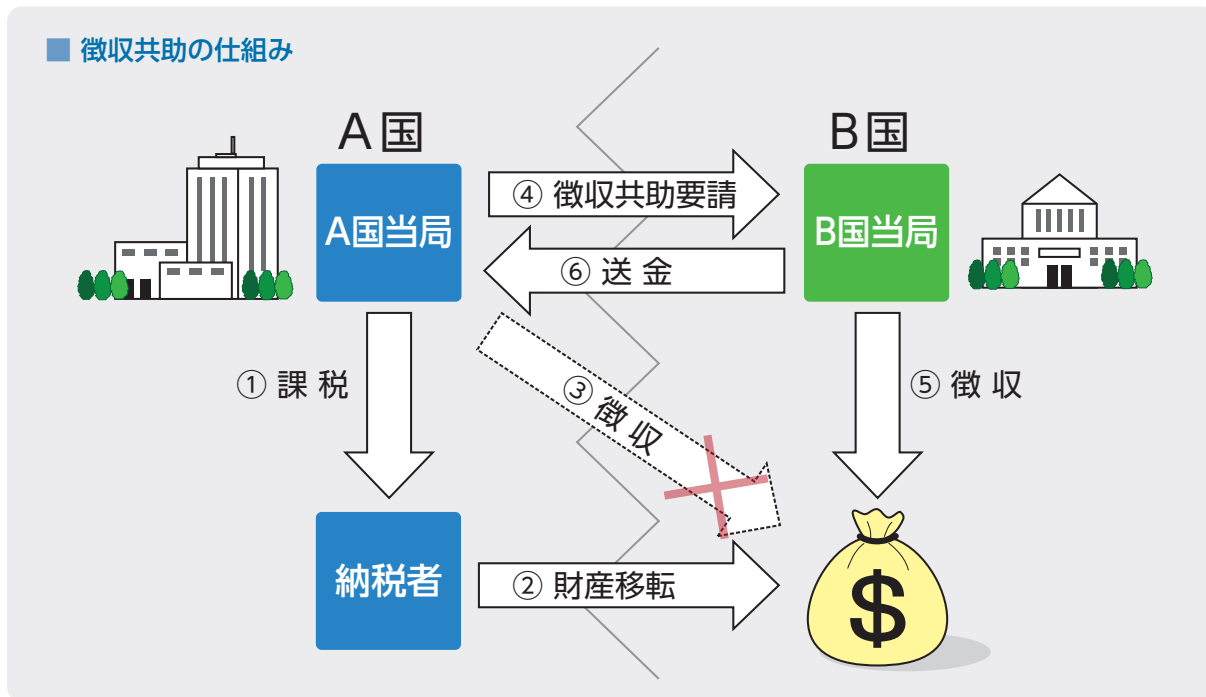
また、OECDにより設置された「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」では、租税条約等に基づく情報交換について、各国・地域の法制と執行の相互審査が行われています。「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC : Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。国税庁では、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

#### (ロ) 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租

税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約<sup>1</sup>などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



**■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」**



海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

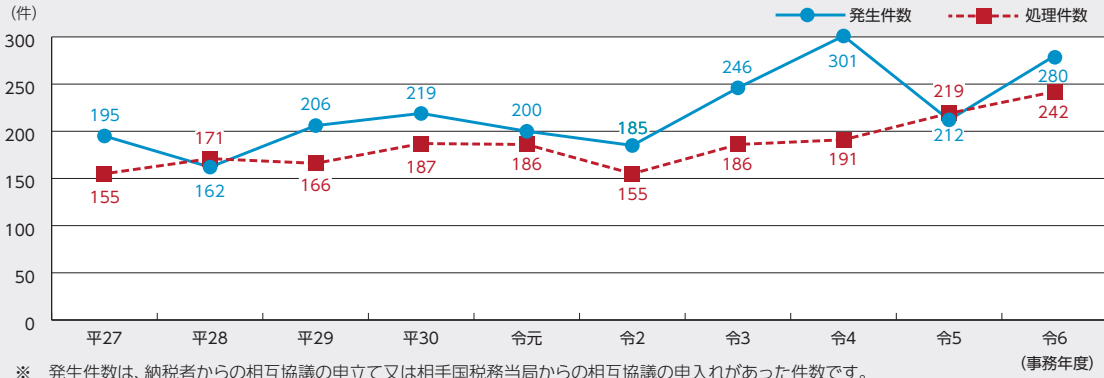
**(ハ) 相互協議の促進**

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立て等を受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議<sup>2</sup>を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制<sup>3</sup>の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認<sup>4</sup>に係る相互協議も実施しています。

1 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め147か国・地域において発効しています(令和8(2026)年6月1日現在)。  
 2 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合等において、国税庁が納税者の申立て等を受けて租税条約等の締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。  
 3 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。  
 4 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認を行うことです。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます<sup>1</sup>。

### ■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移

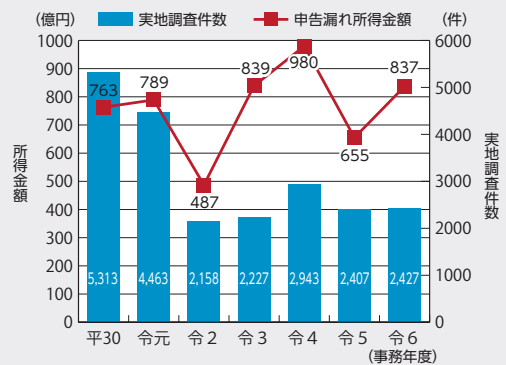


## (2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

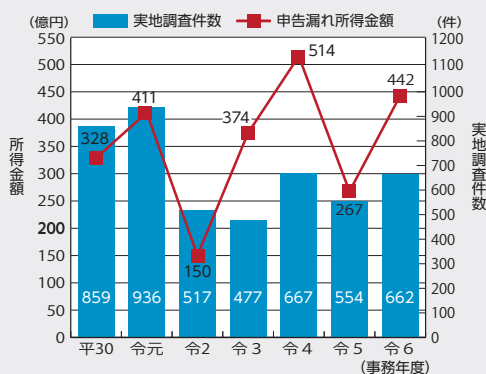
### ～ 資産隠しや租税回避行為への対処 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

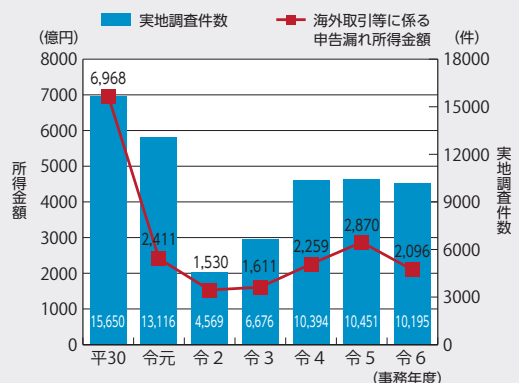
### ■ 富裕層に対する所得税調査事績



### ■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査事績



### ■ 海外取引法人等に対する法人税調査事績



### ◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 外国法人から役員報酬及び配当を受け取っていた者について、調査の結果、日本の居住者(非永住者)であることが判明し、課税した事例
- 海外への輸出取引を行っていた企業について、外国税務当局への情報交換要請も活用した調査の結果、輸出売上げの除外を把握した事例

<sup>1</sup> 令和6(2024)事務年度の協議回数・日数は45回・152日でした。

## ～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。

また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

## 5 各国税務当局との協力

### (1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力

国税庁では、政府開発援助(ODA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国税庁実務研修

### 技術協力の概要

#### 1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和7(2025)年度は、フィリピン、ベトナム、マレーシアに職員を派遣し、日本の税制や税務行政に関する講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣(令和7(2025)年度は、フィリピン及びベトナム)しています。

#### 2 国内での受入研修の実施

##### (1) 国際税務行政セミナー(ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした「一般」と幹部職員を対象とした「上級」があります。

##### (2) 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、税務行政に関してその国からの要望に沿った講義などを行っています。

##### (3) 国際課税研修

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

##### (4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用して日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和7(2025)年度は、政策研究大学院大学及び慶應義塾大学の各大学院に在籍している留学生13名が参加しました。

## ■ 受入研修などの実施状況

(単位：国、人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国際税務行政セミナー (ISTAX) (一般)	国数	14	3	8	11	13
	人数	14	3	8	12	15
国際税務行政セミナー (ISTAX) (上級)	国数	10	5	8	10	7
	人数	10	5	8	11	9
国別税務行政研修	国数	2	4	4	6	4
	人数	136	355	61	53	38
国際課税研修	国数	6	4	8	8	7
	人数	11	6	8	8	9
国税庁実務研修	国数	8	5	7	9	11
	人数	9	6	13	17	13

※ 令和3(2021)年度から令和4(2022)年度は、オンラインによる研修も含まれています。

## (2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和7(2025)年度末までにオンラインでの開催を含め、計20回開催しました。

## (3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

## イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟16か国・地域(令和8(2026)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和7(2025)年11月には、第18回会合が南アフリカで開催され、DXによる納税者利便性の向上、自発的納税意欲の向上、租税犯罪等への対応、グローバル・ミニマム課税の実施、税の安定性の役割等について意見交換が行われました。

## ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における19か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

令和7(2025)年9月には、第54回会合がオーストラリアで開催され、租税犯罪への取組や税務行政におけるAIの活用等について意見交換が行われました。

## ハ 租税犯罪等タスクフォース(TFTC :Task Force on Tax Crime and Other Financial Crimes)会合

租税犯罪等タスクフォース会合は、OECD加盟国38か国を含む71か国(令和7(2025)年10月現在)

の租税犯罪等調査部門のハイレベル及び国際機関が参加し、租税犯罪及びその他の金融犯罪の執行面について議論を行う場です。

令和6(2024)年5月には、国税庁調査査察部長(現国際担当審議官)が、非欧米から初めて議長に就任し、地理的バランス・ジェンダーバランスを考慮した戦略的かつ包摂的(inclusive)な取組等を主導しています。

令和7(2025)年10月の会合では、最新の租税・金融犯罪等の動向や暗号資産調査・AI活用等の有効な調査手法等の共有の他、各国当局のクロスボーダー連携の強化・国内関係機関間の連携等について意見交換が行われました。

## 二 税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(GF:Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes)

税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(GF)は、税の透明性及び税務当局間の情報交換の効果的な実施を確保することを目的として、OECDにより設置されたフォーラムであり、令和8(2026)年5月1日現在、OECD非加盟国を含む173か国・地域が参加し、各国の情報交換に関する法的枠組み・執行状況の相互審査及び開発途上国の能力強化支援等に取り組んでいます。

令和7(2025)年12月にインドで開催された第18回総会では、要請に基づく情報交換の実施状況に関して、日本を含む各国・地域のレポートが承認・公表され、また、CRSに基づく情報交換のこれまでの成果を評価するとともに、CARFに基づく情報交換の枠組みの拡大が確認されました。

### コラム ③

## アジア・イニシアティブハイレベル会合の東京開催

### 1 アジア・イニシアティブ(Asi:Asia Initiative)の概要

アジア・イニシアティブ(Asi)は、令和3(2021)年11月にGFにより立ち上げられた地域取組で、アジア地域における税務当局間の情報交換の促進や税分野の協力拡大等を目的としています。

日本は、令和8(2026)年1月から2年間、本イニシアティブの共同議長国を務めています。

### 2 第10回ハイレベル会合の東京開催

令和8(2026)年6月に、本イニシアティブの第10回ハイレベル会合が東京で開催され、Asi参加国や招待国の税務当局関係者及び国際機関の職員が出席しました。

本会合は、Asi設立5周年という節目の会合にあたり、過去の成果や今後の活動の方向性について議論が行われました。また、租税条約等に基づく情報交換や国際的な枠組みに基づく自動的情報交換等について議論が行われ、最終日に会合の成果に係る声明が発表されました。

国税庁は、今後もGFやAsiの活動に関与しながら、税務当局間の連携の強化に積極的に取り組みます。

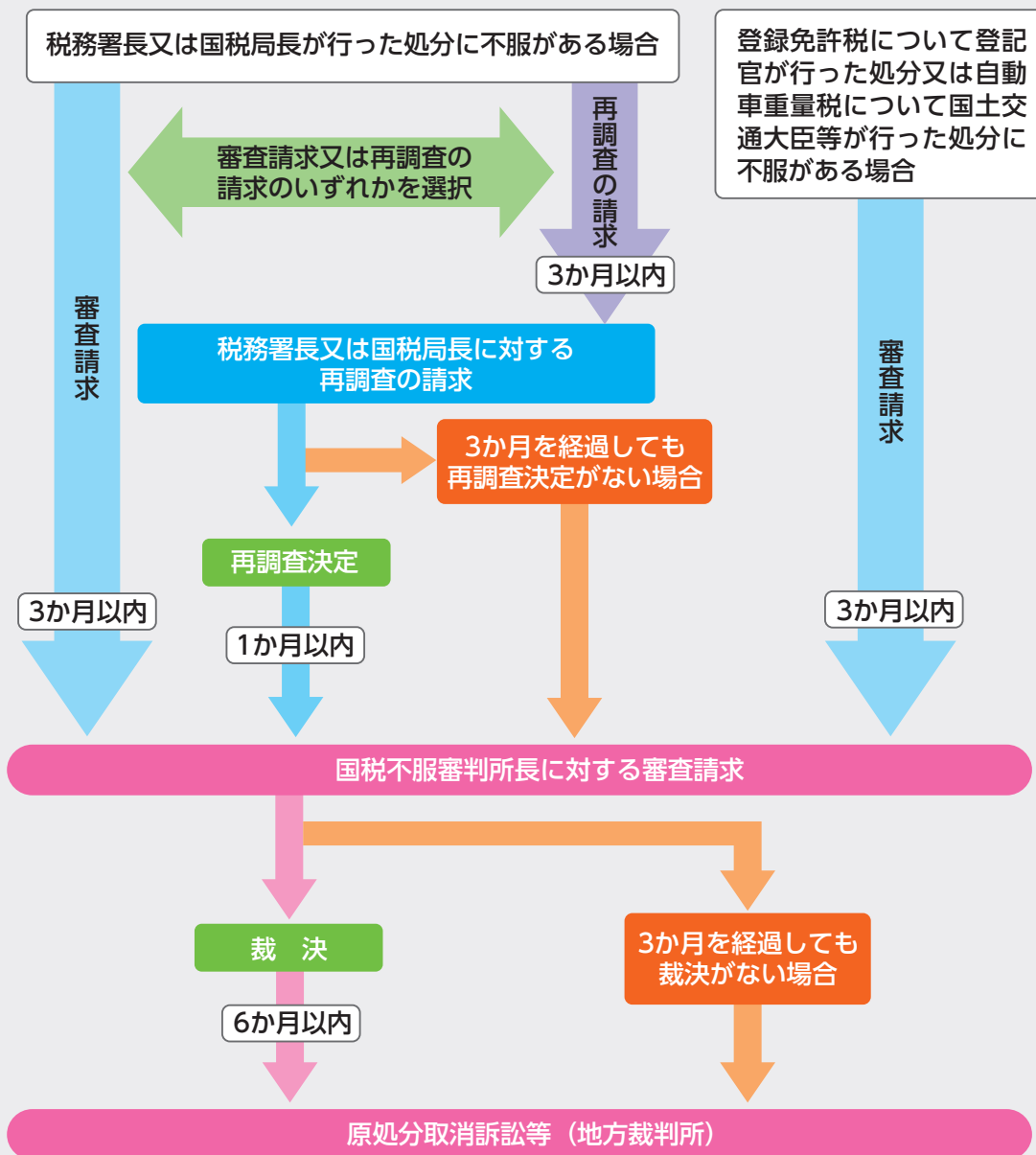


## ～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、その処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。

## ■ 国税に関する不服申立制度の概要



## 1 再調査の請求

### ～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

## 2 審査請求

### ～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、税務署長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しなどを求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。国税不服審判所では、公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができます。

裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、この内容を不服として訴訟を提起することはできません。また、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

## 3 訴訟

### ～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

### 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、税務署、国税局及び国税庁の事務その他税務一般に関する不平、不満や困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁では、このような納税者から寄せられた苦情などについて、納税者の視点に立って迅速かつ的確に対応し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するよう努めています。また、納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

## 4 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則 3 か月以内、審査請求は原則 1 年以内に処理 ～

## (1) 再調査の請求

- 目標 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を 3 か月と定め、原則 3 か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績 令和7(2025)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は99.8%となっています。なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,448件(課税関係1,370件、徴収関係78件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は8.0%です。

## (2) 審査請求

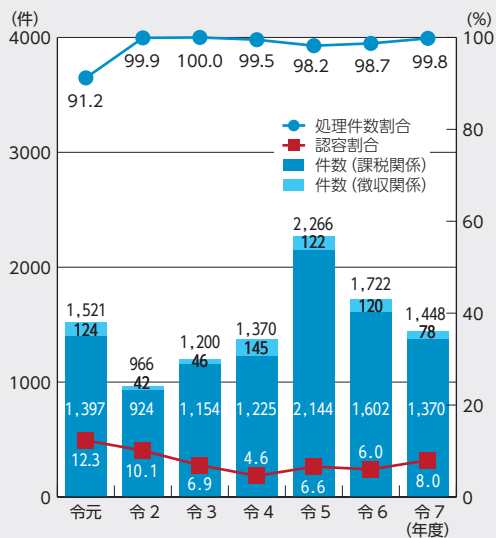
- 目標 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を 1 年と定め、原則 1 年以内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績 令和7(2025)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は98.8%となっています。なお、同年度における審査請求処理件数は3,128件(課税関係2,907件、徴収関係221件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は7.2%です。

## (3) 訴訟

令和7(2025)年度における終結件数は201件(課税関係179件、徴収関係17件、審判所関係5件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は4.0%です。

※ 再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページなどを通じて提供しています。

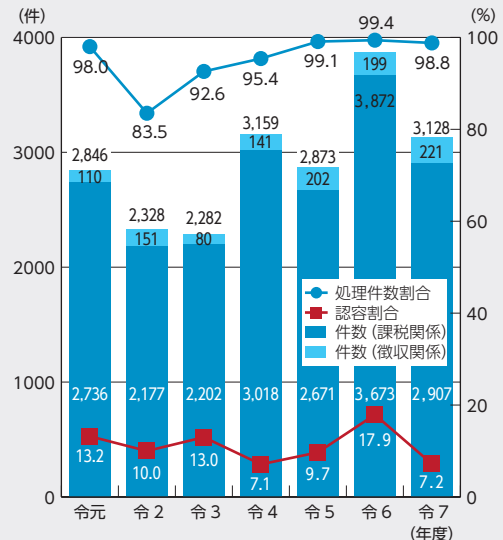
■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数



※1 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案のほか、令和2(2020)年度以降は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

※2 税務署長等の処分が平成28(2016)年3月31日以前に行われている場合は「異議申立て」に係るものです。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※ 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和3(2021)年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。

## ～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であり、安定した税収が見込まれることから、国家財政において重要な役割を果たしています。

国税庁では、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。酒類業の活性化や輸出促進を図るため、国内外における認知度向上や海外における販路開拓等に取り組むなど、酒類業の振興に努めています（国税庁の取組等については、国税庁ホームページの「酒のしおり」を併せてご覧ください。）。



酒のしおり

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化  
トランスフォーメーション

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

実績評価（政策評価）の実施

資料編

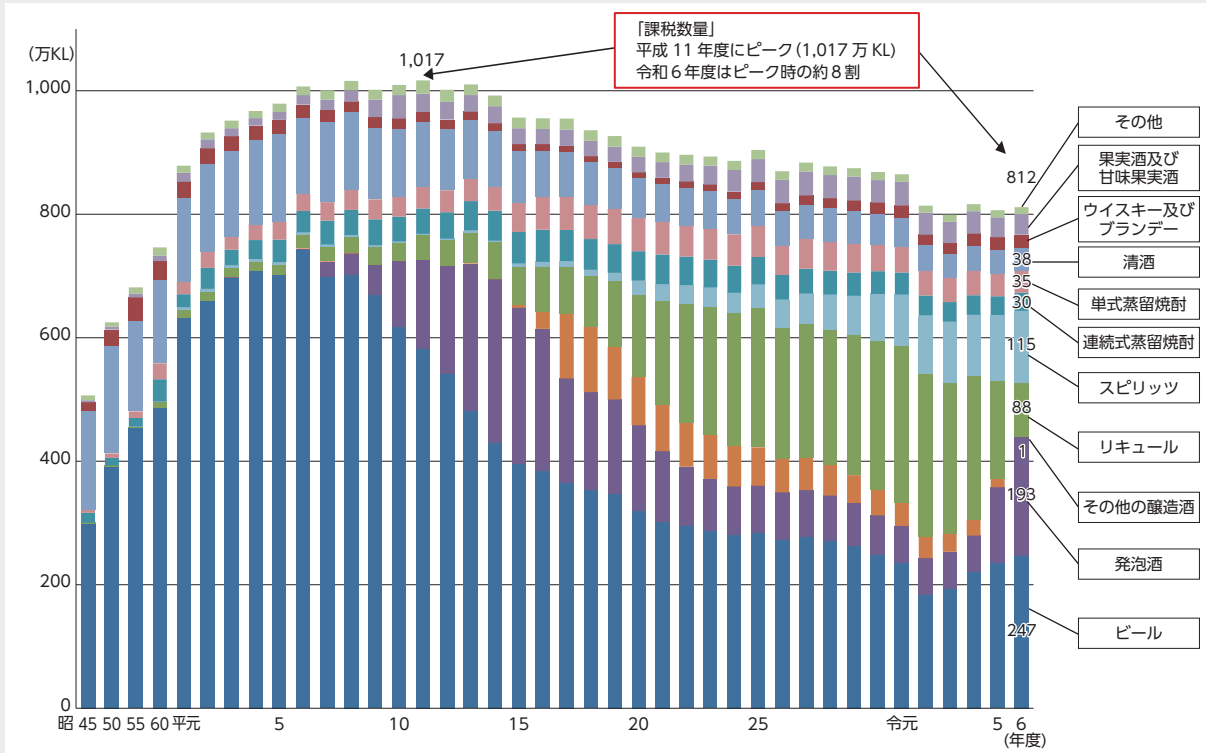
## 1 酒類業界の状況

### (1) 国内市場の状況

#### ～ 国内市場は縮小傾向 ～

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成 11 (1999) 年度をピークとして減少傾向にあります。

課税数量の推移



※ 昭和 60 (1985) 年度以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。

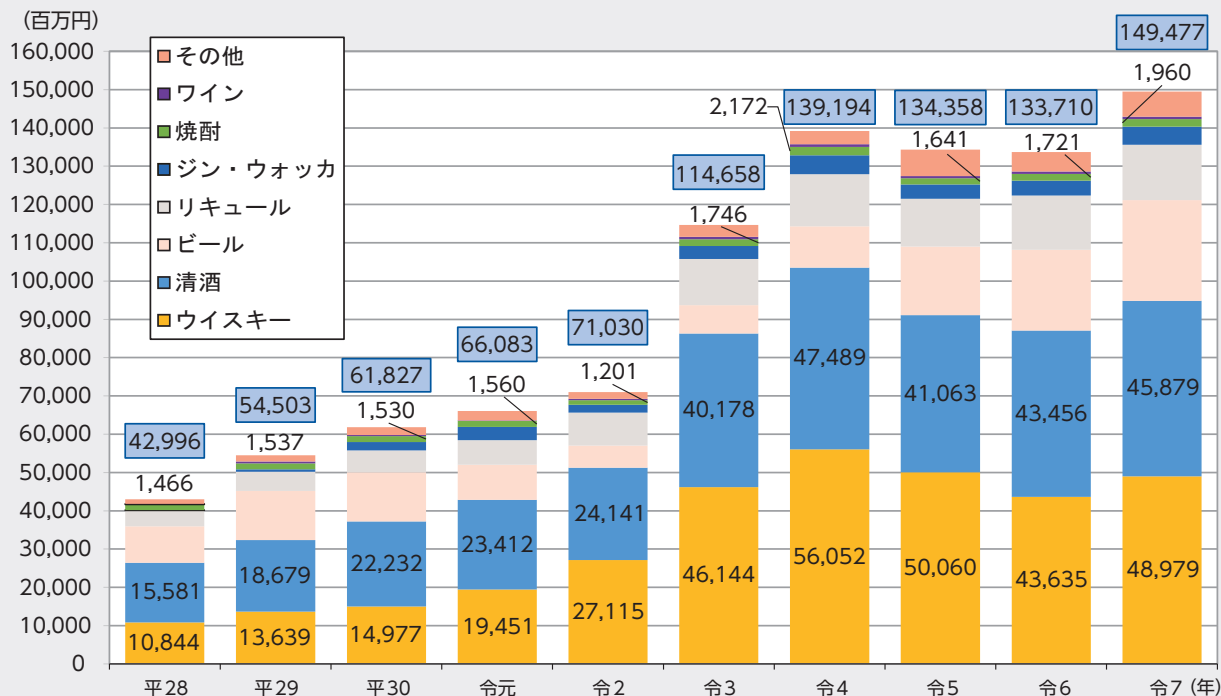
(出典：国税庁統計年報)

## (2) 日本産酒類の輸出の状況

### ～ 令和7(2025)年の輸出額は過去最高 ～

令和7(2025)年の日本産酒類の輸出金額は、1,495億円(対前年11.8%増)となり、過去最高額でした。

#### ■ 最近の日本産酒類の輸出動向



(出典：財務省貿易統計(令和7(2025)年の数値については、令和8(2026)年3月時点の数値で作成))

## 2 国税庁の取組

### (1) 酒類業の振興

国税庁では、酒類業界の現状や課題を踏まえ、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるよう取り組んでいます。

#### ～ 日本のお酒を世界へ ～

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和7(2025)年5月改訂)において、酒類のうち、清酒(日本酒)、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目は輸出重点品目として位置づけられ、品目ごとのターゲット国や輸出額目標が定められており、これら重点3品目をはじめとした日本産酒類の販路開拓支援や認知度向上などに取り組んでいます。

#### イ 日本産酒類の海外販路開拓支援

酒類事業者の海外販路開拓を支援するため、海外の大規模展示会に出展し、酒類事業者の商談支援

やセミナーを通じた認知度向上に取り組んでいます。また、海外の様々な国・地域に酒類輸出コーディネーターを配置し、海外バイヤーとの商談会や国内酒類事業者に向けた現地情報発信を実施しています(酒類輸出コーディネーターについては、国税庁ホームページの「酒類輸出コーディネーターの設置について」を併せてご覧ください。)



大規模展示会の様子



海外バイヤーとの商談会



酒類輸出コーディネーターの設置について

## □ 日本産酒類の魅力発信

### (イ) 認知度向上

ジャパン・ハウスにおける日本産酒類のプロモーションや、海外の酒類専門家の酒蔵への招へいを行っています。

### (ロ) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知広報に関する取組

令和6(2024)年12月、日本の「伝統的酒造り」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。

国税庁では、日本の「伝統的酒造り」に関わる歴史や文化の豊かさを、国内外の多くの方に知っていただけるよう、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」と連携し、国内外におけるシンポジウムの開催やPRポスター・動画の制作など、様々な周知広報に取り組んできました。



「伝統的酒造り」ポスター



「伝統的酒造り」PR動画



ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」特設ページ

※イベント情報やPRポスター・動画については、国税庁ホームページの「ユネスコ無形文化遺産『伝統的酒造り』特設ページ」をご覧ください。

## ハ) 大阪・関西万博での取組

国税庁は、大阪・関西万博において、来場者に対して日本産酒類の試飲の提供や、展示ブースにおける「伝統的酒造り」、「酒蔵マップ」、「地理的表示」等のPRを行いました。

世界各国から訪れた多くの外国人がブースに立ち寄り、試飲に対して高い評価を得られました。また、外国語で記載されたパンフレット類を持ち帰る来場者も多く、ブース内の様子がSNSを通じて発信されるなど、日本産酒類へ関心を高めることができました。



EXPOメッセ 試飲体験



フェスティバルステーション

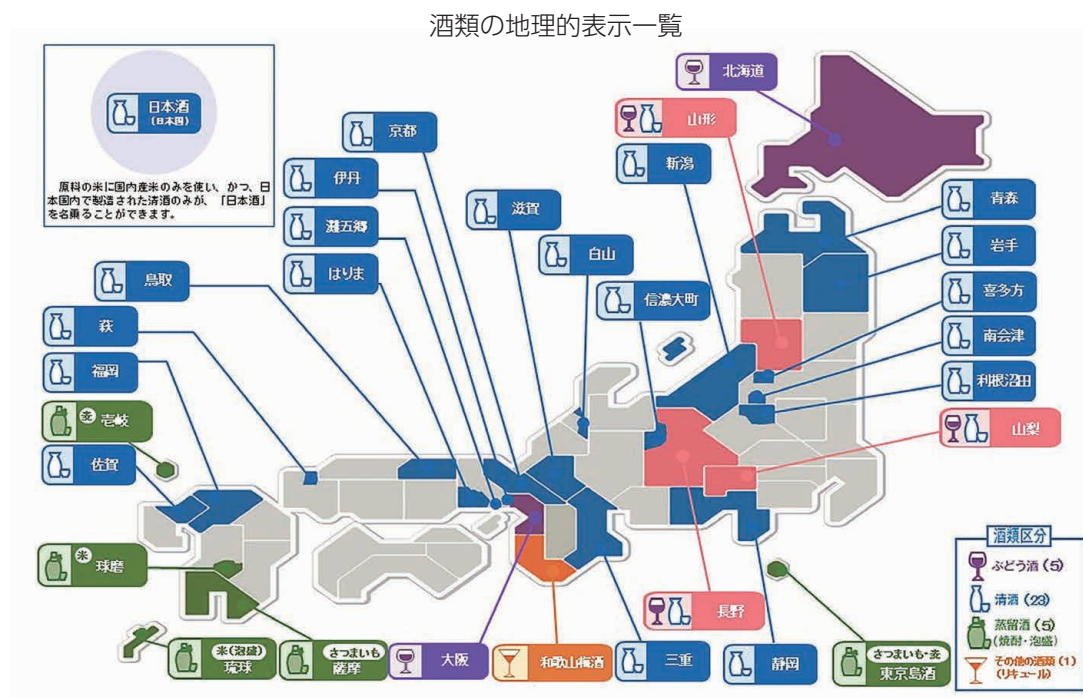
## ハ 日本産酒類のブランド価値向上

### ～ 地理的表示の(GI)<sup>1</sup>の普及拡大～

国内外における酒類のブランド価値向上の観点から、GIの指定を行うとともに、パンフレット作成のほか、スタートアップイベントやセミナーの開催等を通じて、各GI及びGI制度の普及拡大に取り組んでいます(最新の指定状況は、国税庁ホームページの「酒類の地理的表示一覧」をご覧ください。)



酒類の地理的表示一覧



<sup>1</sup> 地理的表示(GI : Geographical Indication)制度は、酒類や農産品等について、ある特定の産地ならではの特性(品質、社会的評価等)が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名(地域ブランド名)を独占的に名乗ることができる制度です。

## ■ SNSによる情報発信

国税庁 酒類業振興・輸出促進室 公式Instagram  
 @kokuzei.syurui.yusoku\_official

「伝統的酒造り」やGIを主軸とした日本産酒類の情報を発信しています。



Instagram (酒類情報発信用)



## 二 酒類事業者向け補助金

商品の差別化・高付加価値化に向けた、酒類事業者によるブランド化や新商品開発の取組及び海外展開や酒蔵ツーリズムに関する取組を支援し、日本産酒類の一層の輸出拡大、酒類業の構造転換等を図り、酒類業の健全な発達を促進しています。

酒類事業者向け補助金				
○ 酒類業振興支援事業費補助金(15.0億円)				
		令和7年度補正予算:9.0億円 令和8年度予算:6.0億円		
酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする。				
過去の実施状況				
予算区分	補助金名	予算額	応募件数	採択件数
令和7年度予算	酒類業振興支援事業費補助金	6.0億円	532件	240件
令和6年度補正予算	酒類業振興支援事業費補助金	7.0億円		
令和6年度予算	酒類業振興支援事業費補助金	6.0億円	319件	133件
令和5年度補正予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	250件	111件
令和5年度予算	新市場開拓支援事業費補助金	6.0億円	270件	155件
令和4年度第2次補正予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	189件	103件
令和4年度予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	160件	105件
令和3年度補正予算	新市場開拓支援事業費補助金	8.0億円	313件	222件
令和3年度予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	230件	109件
令和2年度第3次補正予算	酒類業構造転換支援事業費補助金	6.0億円	451件	156件

※採択件数には採択辞退者を含む



酒類事業者向け補助金を活用した取組事例集  
 【令和8(2026)年3月版】

過去の実施状況(令和8(2026)年3月現在)

## ホ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

日本の酒類事業者の更なる輸出環境整備のため、国際交渉において、関税や輸入規制の撤廃、GIの相互保護、有機酒類の同等性承認に向けた協議を行っています。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制については、引き続き撤廃を求めています。

また、海外の国・地域が導入を検討している規制案については、日本産酒類の輸出に際しての新たな障害とならないように対応しています。

## へ 技術支援

### (イ) 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室(沖縄国税事務所主任鑑定官を含みます。)を設置しており、酒類製造者からの技術的相談への対応、鑑評会や研究会の開催、酒造組合の講習会への職員派遣等を通じ、酒類総合研究所の研究成果や先端技術の普及を進めています。

**コラム**  
**4**
**全国の国税局で開催している酒類鑑評会**

日本酒や焼酎については、こうじ菌や酵母といった微生物の作用により、米などの原料をアルコール発酵させて造られますが、その年の気候や原料品質の影響をコントロールする技術が求められます。こうした技術を更に高める機会となるよう、全国の国税局では、管内にある酒蔵で製造される日本酒・焼酎を評価する「鑑評会」を主催しています。

鑑評会では、各製造者がその酒造技術の粋を凝らした酒類について、官能評価(きき酒)によって品質を評価し、優れた技術を有する製造者に賞を授与しています。また、成分分析も行い、これらの結果を製造者にフィードバックすることで、製造技術と酒類の品質の向上、ひいては酒類業の健全な発達に寄与しています。

鑑評会の部門は、地域の特色に合わせて設定されています。例えば日本酒については、吟醸酒、純米酒のほか燗酒などの部門があります。また、焼酎製造が盛んな東京・福岡・熊本国税局では本格焼酎部門があり、沖縄国税事務所では泡盛に特化した鑑評会を開催しています。



官能評価の様子


 各国税局における  
 酒類鑑評会の結果

**(ロ) 酒類の品質及び安全性に関する支援**

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善などに関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供などにより安全性を確認しています。

**(ハ) 酒類総合研究所の取組**

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒類に関する高度な分析及び鑑定を実施しているほか、日本産酒類の輸出拡大の後押しを目的として「酒類の高付加価値化や多様化のための研究(例：原料や製法、人の嗜好性と酒質の関連性に関する研究、日本産蒸留酒の成分特性の解明等)」や、酒類製造の技術基盤強化を目的として「醸造用微生物や酒類の原料の特性解明に関する研究」を実施しています。

また、伝統的酒造りの伝承及び酒類業の振興を目的として、酒類製造を担う技術者等を育成するため、明治時代より100年以上にわたり酒類醸造講習や鑑評会を実施しています。

さらに、酒類に関する唯一の国の研究機関として、各国税局鑑定官室等と密接に連携しながら、日本産酒類に関する正しい科学的知識等の普及を図るとともに、国内外に向けて分かりやすい情報発信を実施しています。

**ト 中小企業対策**

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会による近代化事業をはじめとする業界団体の各種取組を支援しています。また、関係機関や地方自治体と連携しつつ、政府の中小企業向け施策(相談窓口、補助金、税制、融資等)について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

## 酒類に関する足元の課題への対応

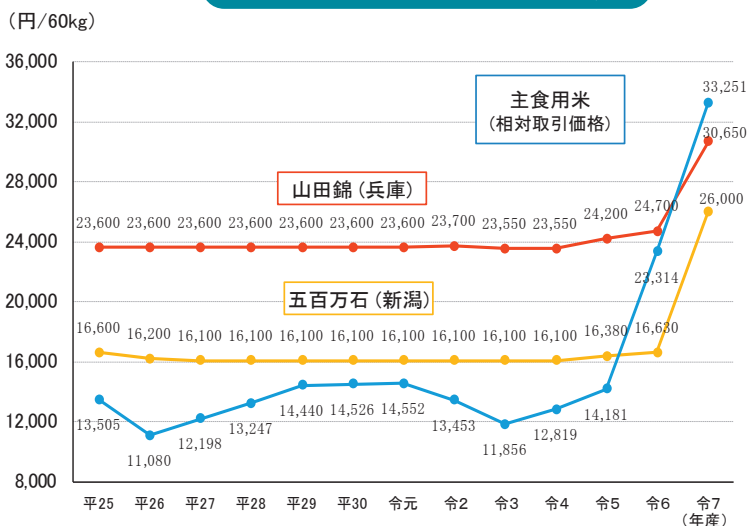
### 1 米価高騰に係る対応

令和7(2025)年度においては、令和6(2024)年度から続く主食用米の価格高騰を受け、酒米価格も高騰するとともに、酒米農家の主食用米への転作による酒米の生産量減少が起きたことで、酒米の調達に困難が生じ、酒蔵の経営に大きな影響が及びました。こうした状況を踏まえ、酒蔵が利用できる各種支援の周知・利用促進に取り組んできました。具体的には、

- ・日本酒造組合中央会による「米価高騰緊急対策保証」や日本政策金融公庫による融資制度
- ・地方公共団体による「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した酒蔵支援

さらに、令和8(2026)年度以降の酒米確保への対策として、酒蔵と酒米農家との連携強化に向けた酒造組合等による取組を支援しています(令和7年度補正予算措置)。

### 酒造好適米の販売価格の推移



高騰する原料米価格にお困りの酒類業者の皆様

注1: 酒造好適米(日本酒造組合中央会からの聞き取り)は、1等米の販売価格  
注2: 主食用米(相対取引価格)は、出回りから翌年10月までの1等米の通年平均価格(7年産は出回りから令和8年4月までの速報値)であり、包装代、運賃を含み、消費税相当額を含まない。

出所: 「日本酒原料米をめぐる状況」(令和8(2026)年5月・農林水産省資料)

### 2 米国の関税措置に係る対応

米国は日本産酒類の主要な輸出先国の一つですが、令和7(2025)年4月以降の関税措置により、日本から米国へ輸出される酒類にも従来よりも高い関税率が課されることとなり、輸出への影響が懸念されました。

令和7(2025)年8月には、総理指示を踏まえ、米国への輸出に取り組む酒類事業者を対象とした説明会を全国の国税局で実施しました。また、経済産業省・農林水産省と合同で地域ブロック別の意見交換会を実施し、事業者の不安解消やニーズ把握に努めました。そのほか、大規模展示会への出展支援の拡大や、酒類事業者向け補助金の優先採択を行っており、米国を含む各国への販路開拓や輸出先多角化を支援しています。今後も酒類事業者の皆様に寄り添った支援を進めていきます。



北海道ブロックで開催した  
国税庁・経済産業省・農林水産省合同での意見交換会の様子



米国の関税措置により影響を受ける  
酒類事業者の皆様へ

## (2) 公正な取引環境の整備、その他社会的要請への対応

### イ 酒類の公正な取引環境の整備

国税庁では、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、平成29(2017)年3月に「酒類の公正な取引に関する基準<sup>1</sup>」(以下「基準」といいます。)を制定・公表(令和4(2022)年3月改正)し、基準の周知・啓発に取り組んでいます。

また、令和5(2023)年7月から、基準の一層の周知・啓発や、自社の価格設定等が基準等に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を実施しているほか、引き続き、酒類の取引状況等実態調査を実施し、基準に即していない取引が認められた場合には指示を行うなど、公正取引委員会とも連携しながら公正取引の確保に取り組んでいます。

### ロ 社会的要請への対応

#### (イ) アルコール健康障害対策

アルコール健康障害対策基本法(平成26(2014)年6月施行)に基づき策定された第3期の「アルコール健康障害対策推進基本計画」(令和8(2026)年4月～令和13(2031)年3月)や、令和6(2024)年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」などを踏まえ、関係機関や業界団体と連携しながら、アルコール健康障害の発生防止に向けて取り組んでいます。

#### (ロ) 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係機関や業界団体と連携した啓発活動を行っています。



啓発ポスター(官公庁等掲示用)



啓発ポスター(店舗掲示用)

#### (ハ) 資源リサイクル等の推進

国税庁としても、循環型社会構築の観点から、酒類事業者による酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制の取組が一層推進するように業界団体を通じて周知・啓発を行っています。

<sup>1</sup> 酒類に関する公正な取引につき、全ての酒類業者(製造・卸・小売)が遵守しなければならない必要な基準であり、①酒類を正当な理由なく継続して総販売原価を下回る価格で販売し、かつ、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならないこととされています。なお、公正な取引の基準については、おおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときは、これを改正するものとされています。

## ～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るといった公共的な使命を負っています。

令和8(2026)年3月末現在で、全国で82,513人の税理士が登録を受け、また、5,287社の税理士法人が設立されています。

## 1 税理士の業務と役割

### ～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務(①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談)は、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています<sup>1</sup>。また、税理士等に対しては、脱税相談やその信用又は品位を害する行為の禁止などの義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等のサポートを受け、適正に申告・納税することができ、また、帳簿の作成や決算などの会計業務についても依頼等するケースが多く、税理士等は税務申告や、その基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

## 2 税理士会等との連絡協調

### ～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであるため、国税庁では、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)と税務行政のDX、書面添付制度及び無料相談等の税務支援事業、租税教育といった幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連携協調に努めています。

### (1) 税理士の業務のデジタル化

#### ～ 納税者利便の向上や税理士業務の改善進歩 ～

経済社会のデジタル化が進展する中、税理士は、税理士の業務のデジタル化を推進し、納税者の利便性の向上やその業務の改善進歩に努めることが求められています。

そのため、税理士会等では、「デジタル相談室」の設置により相談体制を整備し、e-Tax・キャッシュレス納付の利用のほか、納税者とのやり取りや記帳業務、税理士事務所内の業務管理等のデジタル化の推進に取り組んでいます。国税庁でも、e-Taxに関する税理士会等との定期的な意見交換のほか、税理士会が開催するデジタルフォーラムでの講演などを行っており、これらの取組を通じて、税理士の業務のデジタル化や事業者のデジタル化に向けた連携協調を図っています。

<sup>1</sup> 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人も税理士業務を行うことができます。

## (2) 書面添付制度の推進

### ～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面(以下「添付書面」といいます。)を税理士等が申告書に添付することができるというものです。

添付書面が添付されている申告書を提出した納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないこととされています。

国税庁では、添付書面について、その記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、本制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

## 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

### ～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、綱紀監察をテーマとした研修会・説明会などあらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士法違反行為に関する調査等を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等に対して懲戒処分等した上で公表しています。税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しても告発を行うなど厳正に対処しています。

#### ■ 綱紀監察をテーマとした研修会等の開催回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	1,030回	1,152回	1,193回	1,178回	1,156回

#### ■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	21件	13件	38件	64件	40件

#### ■ 税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	2,364件	2,854件	3,210件	3,319件	3,667件

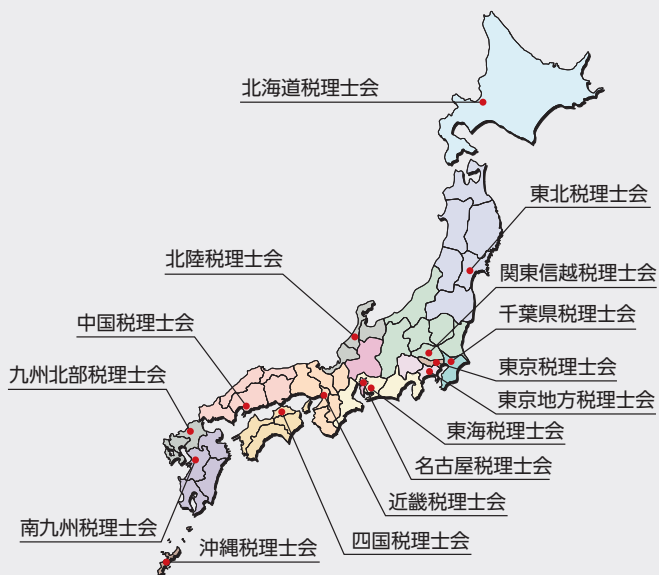
## 税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会や税理士等に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。



日本税理士会連合会  
ホームページ



国税庁について

税務行政のデジタル  
トランスフォーメーション

納税者サービスの  
充実と行政効率化

適正・公平な課税・  
徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の  
適正な運営の確保

実績評価(政策  
評価)の実施

資料編

## 1 実績評価の目的

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民各層・納税者の方々への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった税務行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることです。国税庁の実績評価については、毎年、「[実績評価実施計画](#)」(以下「実施計画」といいます。)及び「[実績評価書](#)」を作成・公表しています。



財務省ホームページ  
国税庁実績評価実施計画  
事前分析表及び実績評価書

## 2 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)としています。

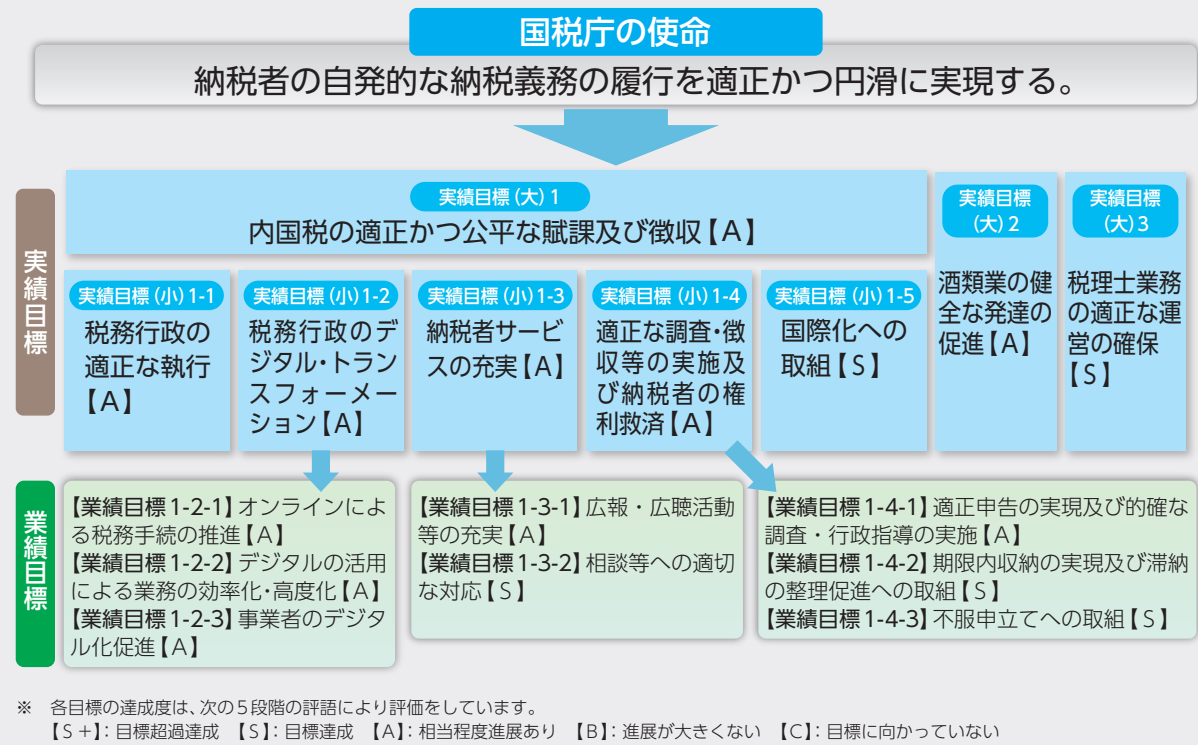
令和6(2024)事務年度の実施計画においては、実績目標(大)1について、5つの実績目標(小)と8つの業績目標を設定しています。

## 3 実績目標等の評価方法・評価結果

実績目標等には、その目標を達成するための手段を「施策」として設定しています。令和6(2024)事務年度の各施策には、その内容に応じて実施状況を評定するための定量的な測定指標(39)と定性的な測定指標(42)を組み合わせ設定し、これらの達成度の判定に基づいて「施策」の評定を行いました。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る「施策」の評定を総合して行います。令和6(2024)事務年度の評価結果は、下図の各目標の【 】に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、PDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

※ 上記の測定指標の()の数値は、令和6(2024)事務年度の指標数を表しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 令和6（2024）事務年度



■ アンケート調査による主な測定指標（令和6（2024）事務年度）

項目	目標値	上位評価割合※
e-Taxの利用満足度	80	87.1
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	90	88.6
国税の広報に関する評価	80	79.7
確定申告の広報に関する評価	75	85.8
租税教室等受講者の理解度	90	98.0
電話相談センターにおける電話相談の満足度	95	95.5
税務署の窓口・相談対応に対する評価	90	93.4

※ 上位評価割合とは、アンケート調査において、「良い(とても役立つ)」から「悪い(全く役に立たない)」の5段階評価で上位評価（「良い(とても役立つ)」と「やや良い(どちらかといえば役立つ)」を得た回答の割合を示しています。

**財務省政策評価懇談会**

実績評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、ご意見をいただいています。

令和6（2024）事務年度の実績評価については、

- ・「国税庁の実績評価は毎年丁寧に対応されており、結果も非常に好ましい状況なので、引き続きこういう形で続けていただきたい。」
  - ・「スマホで申告できることは非常に良いことであり、更に使い勝手を良くしてe-Taxの比率を上げていただきたい。」
  - ・「国税庁の目標に「事業者のデジタル化促進」が新規に追加され、それに対する評価が出てきたということの評価したい。中小事業者のデジタル化を進めるということが大きな経済社会のインパクトを生むと確信している。」
- などのご意見をいただいています。



財務省ホームページ  
財務省政策評価懇談会

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。  
表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していない場合があります。

## 租税収入・予算

## 【令和6(2024)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額	
		(総計に占める割合)	
	百万円	百万円、%	
源泉所得税	15,792,000	16,720,129	(20.6)
申告所得税	4,317,000	4,488,454	(5.5)
法人税	18,054,000	17,910,185	(22.1)
相続税	3,387,000	3,552,318	(4.4)
消費税	24,343,000	25,021,207	(30.9)
酒税	1,209,000	1,182,652	(1.5)
たばこ税	948,000	950,462	(1.2)
揮発油税	2,018,000	2,046,816	(2.5)
石油ガス税	4,000	4,220	(0.0)
航空機燃料税	32,000	32,733	(0.0)
石油石炭税	606,000	578,400	(0.7)
電源開発促進税	311,000	312,769	(0.4)
自動車重量税	402,000	394,975	(0.5)
国際観光旅客税	44,000	52,482	(0.1)
関税	917,000	931,175	(1.1)
とん税	9,000	8,882	(0.0)
その他	-	6	(0.0)
印紙収入	1,042,000	1,044,203	(1.3)
小計	73,435,000	75,232,068	(92.8)
地方法人税	2,105,900	2,174,765	(2.7)
地方揮発油税	215,900	219,001	(0.3)
石油ガス税(譲与分)	4,000	4,220	(0.0)
航空機燃料税(譲与分)	14,200	14,548	(0.0)
自動車重量税(譲与分)	304,500	299,182	(0.4)
特別とん税	11,300	11,103	(0.0)
森林環境税	43,400	37,844	(0.0)
特別法人事業税	2,519,100	2,512,962	(3.1)
たばこ特別税	114,300	115,056	(0.1)
復興特別所得税	422,300	442,418	(0.5)
その他	-	2,734	(0.0)
総計	79,189,900	81,065,901	

## 【令和8(2026)年度国税庁関係当初予算額】

項目	予算額
納税者利便向上経費 <sup>※1</sup>	2,783
国際化対策経費	1,224
庁局署一般経費 <sup>※2</sup>	62,094
職場環境整備・安全対策経費 <sup>※3</sup>	6,891
税制改正関係経費	2,287
税務大学校経費	1,798
国税不服審判所経費	161
酒類総合研究所経費	1,017
酒類業振興事業経費	2,201
小計	80,456
人件費	558,548
国税庁関係予算合計 <sup>※4</sup>	639,004

※1 「納税者利便向上経費」には、電話相談センター運用経費などが含まれています。

※2 「庁局署一般経費」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

※4 上記のほか、政府情報システム関連予算がデジタル庁に一括計上されています。

## 申告・課税状況

## 【所得税の課税状況】

(令和7(2025)年分)

総人口	万人	12,317
就業者数		6,828
確定申告者数		2,353
還付申告		1,335
納税申告		628
所得者別内訳	事業所得者	154
	その他所得者	473
	不動産所得者	90
	給与所得者	275
	雑所得者	68
	上記以外	40

## 【相続税の課税状況】

(令和6(2024)年分)

死亡者の数	人	1,605,378
課税対象となった被相続人の数		166,730
納税者数(相続人の数)		416,945
課税価格	億円	234,459
税額		32,487

## 【贈与税の課税状況】

(令和6(2024)年分)

課税人員	人	416,933
取得財産価額	億円	26,761
税額		3,178

※ 相続時精算課税分を含みます。

## 【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(令和6(2024)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
	千件	億円
給与所得	3,552	123,694
退職所得	—	3,389
利子所得等	31	5,365
配当所得	147	32,503
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	10	14,251
報酬料金等所得	2,863	12,211
非居住者等所得	40	12,031
合計	—	203,445

※1 源泉徴収義務者数は、令和7(2025)年6月末現在の計数です。

※2 税額には復興特別所得税が含まれています。

## 【法人数の状況・法人税の申告状況】

(令和6(2024)年度)

法人数	千法人	3,460
申告件数	千件	3,220
申告割合	%	91.1
黒字申告割合		36.5
	億円	
申告所得金額		1,023,381
申告欠損金額		174,925
申告税額		187,139

※ 法人数は、令和7(2025)年6月末現在の計数です。

## 【消費税の課税状況】

(令和6(2024)年度)

区分	納付		還付		
	千件	千件	千件	千件	
申告件数	個人	2,072		92	
	法人	2,233		214	
	合計	4,304		306	
税額		億円	億円	231,679	76,262

## 【適格請求書発行事業者の状況】

(令和7(2025)年度)

個人	法人	合計
万者	万者	万者
227	247	473

※ 上記の計数は、令和8(2026)年3月末時点でインボイス(適格請求書)を交付することができる事業者数です。

## 【酒類の生産状況・課税状況】

(令和6(2024)年度)

区分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清酒	310	37,269
合成清酒	18	1,771
連続式蒸留焼酎	278	62,267
単式蒸留焼酎	358	85,770
みりん	88	1,857
ビール	2,550	437,672
果実酒	82	9,806
甘味果実酒	10	919
ウイスキー	157	54,896
ブランデー	3	1,154
発泡酒	1,728	253,466
原料用アルコール・スピリッツ	901	94,712
リキュール	886	79,666
その他の醸造酒		
粉末酒・雑酒	2	214
軽減額	—	△5,148
合計	7,371	1,116,290

※1 軽減額とは、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)(以下「令和5年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいます。

※2 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定による軽減額は、措置法の適用を受ける場合は軽減額に含み、その他の場合には各品目の課税額に含んでいます。

国税庁について

税務行政のデジタルトランスフォーメーション

納税者サービスの充実と行政効率化

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

実績評価(政策評価)の実施

資料編

## 調査状況

## 【申告所得税の実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 47	千件 39	億円 5,815	万円 1,240	億円 1,132	万円 241

## 【源泉所得税の実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	追徴税額
千件 64	千件 21	億円 404

※ 税額には復興特別所得税が含まれています。

## 【法人税の実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴 税額
			1件当たり	1件当たり	
法人全体	千件 54	千件 42	億円 8,198	万円 1,508	億円 2,187
調査課 所管法人	2	2	2,901	16,839	849

## 【消費税の実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	千件 28	千件 22	億円 355	万円 127
法人	53	32	1,220	232

## 【相続税の実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 10	千件 8	億円 2,942	万円 3,093	億円 824	万円 867

## 【法定資料収集枚数】

(令和6(2024)事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	28,486
利子等の支払調書	20,509
配当等の支払調書	57,038
その他	519,281
合計	625,314

## 国際課税

### 【海外取引法人等に係る実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

海外取引法人等調査件数	10,195	件
海外取引等に係る申告漏れ件数	2,375	
うち海外不正計算のあった件数	304	
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,096	億円
うち海外不正所得金額	214	

### 【移転価格税制に係る実地調査状況】

(令和6(2024)事務年度)

申告漏れ件数	107	件
申告漏れ所得金額	399	億円

### 【移転価格税制に係る事前確認の申出及び処理状況】

(令和6(2024)事務年度)

申出件数	175	件
処理件数	136	

## 滞納状況

### 【主要税目別の租税滞納状況】

(令和6(2024)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
所得税	3,815	2,343	2,321	3,837
うち 源泉所得税	1,134	406	410	1,129
うち 申告所得税	2,681	1,937	1,911	2,708
法人税	1,233	1,627	1,543	1,318
相続税	560	491	552	499
消費税	外 976	外 1,493	外 1,383	外 1,087
3,580	5,298	4,922	3,956	
その他税目	88	166	150	105
合計	外 976	外 1,493	外 1,383	外 1,087
9,276	9,925	9,488	9,714	

※ 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

## 査察

### 【査察調査の状況】

(令和7(2025)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
件 131	件 127	件 82	億円 111	百万円 88	億円 84	百万円 102

### 【告発事件の税目別状況】

(令和7(2025)年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		1件当たり	1件当たり
所得税	13	百万円 1,354	百万円 104
法人税	44	4,609	105
相続税	2	969	485
消費税	23	1,458	63
源泉所得税	0	0	0
合計	82	8,390	102

国税庁について

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

納税者サービスの充実と行政効率化

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

実績評価(政策評価)の実施

資料編

## 権利救済

## 【再調査の請求の状況】

(令和6(2024)年度)

区分	再調査の 請求件数	新規申立件数	処理済件数①	請求認容件数②			
				全部	一部	割合②/①	
課税関係	1,928 件	1,330 件	1,602 件	103 件	21 件	82 件	6.4 %
徴収関係	132	94	120	1	1	—	0.8
合計	2,060	1,424	1,722	104	22	82	6.0

※1 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※2 件数には「異議申立て」の件数が含まれます。

## 【審査請求の状況】

(令和6(2024)年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数	処理済件数①	請求認容件数②			
				全部	一部	割合②/①	
課税関係	6,505 件	3,286 件	3,673 件	690 件	168 件	522 件	18.8 %
徴収関係	372	251	199	3	3	—	1.5
合計	6,877	3,537	3,872	693	171	522	17.9

## 【訴訟事件の状況】

(令和6(2024)年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数	終結件数①	敗訴件数②			
				全部	一部	割合②/①	
課税関係	339 件	80 件	142 件	8 件	5 件	3 件	5.6 %
徴収関係	34	14	18	—	—	—	—
審判所関係	12	3	8	—	—	—	—
合計	385	97	168	8	5	3	4.8

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

## 税務相談

## 【相談の多い項目上位5位】

(電話相談センター)

(令和7(2025)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・手続等	千件 656
2	所得税	年末調整	263
3	所得税	住宅借入金等特別控除	200
4	所得税	医療費控除	174
5	資産税	申告義務・手続等(相続税)	135

## 【電話相談センターの税目別相談件数】

(令和7(2025)年度)

税目	件数
所得税	千件 2,343
法人税	189
資産税	917
消費税等	255
その他	1,549

(タックスアンサー)

(令和7(2025)年度)

順位	税目	項目	件数
1	印紙税	印紙税額の一覧表(その1)第1号文書 から第4号文書まで	千件 5,671
2	所得税	所得税の税率	4,142
3	所得税	給与所得控除	2,735
4	所得税	扶養控除	2,140
5	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,037



# 国税庁レポート 2026

## NATIONAL TAX AGENCY REPORT

国税庁では、業務のデジタル化の推進及びコスト削減の観点から、来年度以降、国税庁レポートの冊子作成を終了することといたしました。

引き続き、国税庁レポートは、国税庁ホームページにおいて公開しておりますので、来年度以降も、下記URLよりアクセスいただき、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

今後とも、税務行政に対し変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【国税庁レポート掲載ページ】

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report.htm>

2026年6月発行

編集・発行 国税庁

(法人番号 7000012050002)

---

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

### 国税庁ホームページ

国税に関する各種情報を掲載しています。  
<https://www.nta.go.jp>



### e-Tax ホームページ

国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続は  
e-Taxが便利です。  
<https://www.e-tax.nta.go.jp>



### 国税庁公式アカウント

国税に関する様々な情報を配信しています。ぜひ、登録してご利用ください。



YouTube  
「国税庁動画チャンネル」



X (旧Twitter)



LINE



友だち追加は  
こちらから！

### 国税庁レポートアンケート

本レポートに関するご意見・ご感想をお聞かせください。  
今後の改善の参考とさせていただきます。  
右の二次元コードからアンケートにご協力をお願いいたします。

